

日本消防



- 総務大臣・消防庁長官表敬
- 日本消防協会臨時理事会、定時評議員会、全日本消防人共済会通常総代会等を開催

7
2024



□ 絵 総務大臣・消防庁長官表敬

日本消防協会臨時理事会 定時評議員会 全日本消防人共済会通常総代会を開催

卷頭言 「地域防災力の充実強化と消防協会の取組」(公財)山口県消防協会 会長 小西 輝保	1
日消の動き 新日本消防会館、近く完成へ(公財)日本消防協会 会長 秋本 敏文	3
特別表彰「まとい」を受賞して「地域住民の安心安全のため」		
.....茨城県 常陸大宮市消防団 前団長 岡山 勝彦	4	
東西南北 (岩手県) 「雨ニモマケズ、風ニモマケズ、郷土を守る」		6
.....花巻市消防団 団長 高橋 司		
東西南北 (和歌山県) 「安心安全なまちづくりを目指して」印南町消防団 団長 岡本 正雄	8
東西南北 (高知県) 「連携を大切に」高幡消防組合中土佐消防団 団長 岩本 豊志	10
シンフォニー (沖縄県) 「活動を通して学び続ける」		
.....那覇市消防団 第5分団 分団長 山城 淳子	12	
消防団加入促進への取組み 消防団員の確保のために千葉県 市川市消防団 団長 岡本 宜幸	14
消防団加入促進への取組み 消防団加入促進への取組み～市内大学との連携～		
.....静岡県 三島市消防団 団長 風間 浩	16	
日本消防協会臨時理事会・定時評議員会、全日本消防人共済会通常総代会等を開催		
.....(公財)日本消防協会・(生協)全日本消防人共済会	18	
令和6年度 共済事業交付車両について(公財)日本消防協会 福祉部	24
消防育英会定時評議員会を開催(公財)消防育英会	25
インドネシア共和国への「消防車両等国際援助事業」援助車両の引渡し式を開催		
.....(公財)日本消防協会 國際部	26	
消防団員等のための各種共済事業について(公財)日本消防協会・(生協)全日本消防人共済会	28
令和6年能登半島地震に係る防災功労者消防庁長官表彰式の開催総務省消防庁 地域防災室	37
令和5年(1月～12月)における火災の状況(概数値)総務省消防庁 防災情報室	38
住民自らによる災害の備え総務省消防庁 地域防災室	39
台風に対する備え総務省消防庁 防災課	40
うちの団のPR 「野洲市消防団においてやす！」滋賀県 野洲市消防団	41
うちの名物団員岩手県、和歌山県、山口県、沖縄県	42
活動事例 救助隊と消防団機動重機隊との合同訓練を実施愛媛県 松山市消防団 松山市消防局	44
消防団の広場(島根県) 「頑張れ、消防団」安来市消防団 団長 渡部 隆	45

編集後記

表紙写真説明

「カツオの一本釣り漁」(高知県 中土佐町)

400 年前から続く「カツオの一本釣り漁」の町、中土佐町。

釣り上げたカツオは無駄なく食し、頭から尻尾まで活用する文化が今も残っているカツオとともに暮らす町です。

毎年 5 月の第 3 日曜は食のイベント「かつお祭」が開催され、カツオ料理でみなさまをおもてなししています。

写真提供者：中土佐町役場

総務大臣・消防庁長官表敬

令和6年6月27日(木)



日本消防協会臨時理事会、定時評議員会、 全日本消防人共済会通常総代会等を開催



卷頭言

「地域防災力の充実強化と消防協会の取組」

(公財)山口県消防協会 会長 小西 輝保



本年の元日に発生した「令和6年能登半島地震」においては、多くの尊い命が奪われるとともに、地域の生活基盤に甚大な被害が生じました。

住民の皆様が一日も早く日常を取り戻していただきようお祈り申し上げるとともに、発災直後から昼夜を分かたず、人命救助等に尽力された消防関係者に深く敬意を表する次第です。

こうした大地震の脅威に加え、昨今は地球規模での気候変動等により、風水害についても、これまでの経験を超えて激甚化しています。

今後、本格的な人口減少社会に突入すると言われる中、社会経済の各分野で縮小を余儀なくされるものがあるかもしれません、災害への備えを縮小することはできません。

消防団員の減少など、消防・防災を取り巻く環境には課題がたくさんありますが、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方の下、地域の力を結集して、防災力の充実強化を図っていかなければなりません。

1 山口県の紹介

本県は本州の最西端に位置し、19の市町か

ら構成されていますが、突出した大都市はなく、中小都市が多く存在する分散型の都市構造となっています。三方が海に開かれ、気候は概して温暖です。

多様で豊かな自然に恵まれ、県内には、角島大橋や元乃隅神社、秋吉台、錦帯橋など、自然と融和した観光スポットが多く存在しています。

また、歴史を巡ることができる名所・旧跡もたくさんあり、「松下村塾」「萩城下町」など4つの歴史資産が「明治日本の産業革命遺産」として世界文化遺産に登録されています。

こうした中、本年1月には、ニューヨーク・タイムズ誌の「2024年に行くべき52カ所」において、「北米」「パリ」に続き、3番目に「山口市」が紹介されました。

本県は海産物が豊富で、おいしいお酒もたくさんあります。この機会に是非、山口県にお立ち寄りください。

2 本県の災害

本県の河川の多くは川幅が狭く流れが急であり、これまでも、洪水や土砂災害等が多く発生しています。また近年は、線状降水帯の



応急操法

発生等により降雨が局所化し、大きな被害につながる事例が多発しています。

また、本県は地震が少ない県と言われておりますが、県内には10を超える活断層が存在し、直下型地震の可能性が指摘されています。さらに、南海トラフ巨大地震も懸念され、海岸線が長いことから、津波による被害にも十分な備えが必要です。

3 本県の消防体制

本県には、12の消防本部（局）と19の消防団があり、令和5年10月1日現在の消防団員数は11,818人、消防職員数は1,998人となっています。

消防団員数については、前年同期と比較して301人の減となっており、減少率については全国平均と同じ2.5%です。

女性消防団員については、現在、県内全ての消防団において配置され、今後ますますの活躍が期待されますが、その数は現在592人と、令和元年の695人をピークに減少傾向に転じています。

4 山口県消防協会の活動

山口県消防協会は、県内全ての消防本部（局）、消防団により構成されており、公益法人として、消防・防火に関する啓発をはじめ、消防操法大会や消防殉職者慰靈祭の開催、研修事業、表彰事業等に取り組んでいます。

「県消防操法大会」については、毎年9月に、翌年度の全国大会出場隊の選考を兼ねた「基本操法（ポンプ車・小型ポンプ・軽可搬ポンプ）」に加え、本県独自の種目として「応急操法（ポンプ車・小型ポンプ）」を実施しています。

この応急操法は、実際の火災現場を想定した各種障害を設置し、標的への放水が終了するまでの時間や動作を審査するもので、昨年度は17隊が参加し、本県の特徴的な取組となっています。

「県消防殉職者慰靈祭」は、毎年10月に、当協会が設置している殉職者慰靈塔前で実施しており、県内の御遺族、消防団長、消防長、県関係者にお集まりいただくとともに、消防学校に入校している初任消防学生にも参加していただき、安全への誓いを新たにしています。

「研修事業」については、県内消防団が当面する課題の解決に向け、県内外の優良事例等の情報共有に努めています。

特に、消防団の新たな担い手として期待される女性消防団員については、所属する消防団、分団によって携わる業務に違いがあることから、消防団の垣根を越えた横断的な意見交換の場として、毎年度「女性消防団員セミナー」を開催し、女性消防団員の活躍の場の拡大を支援しています。



女性団員セミナー

県内の消防団には、それぞれ地域の実情に応じた課題があり、そのひとつひとつの課題を協会が直接解決することはできませんが、県内あるいは全国には同じ悩みを抱える消防団や、それを克服した優良事例がたくさんありますので、そうした取組事例の共有を図り、課題解決に繋げていくことは、県を単位として活動する県消防協会の重要な役割のひとつであると考えております。

協会としましては、微力ではありますが、引き続き、こうした活動を通じ、県内各地域の防災力の充実・強化に資するよう取り組んでまいります。

5 終わりに

この度、日本消防の総合的な中核拠点として「新日本消防会館」が完成することは誠に喜ばしい限りであります。

消防の情報発信拠点として、また消防関係者が集う拠点施設として、その機能が十分に発揮されるよう期待する次第です。

最後になりますが、日本消防協会、各都道府県消防協会の益々の御発展と関係の皆様の御健勝を心からお祈り申し上げます。

新日本消防会館、近く完成へ

(公財)日本消防協会 会長 秋本敏文

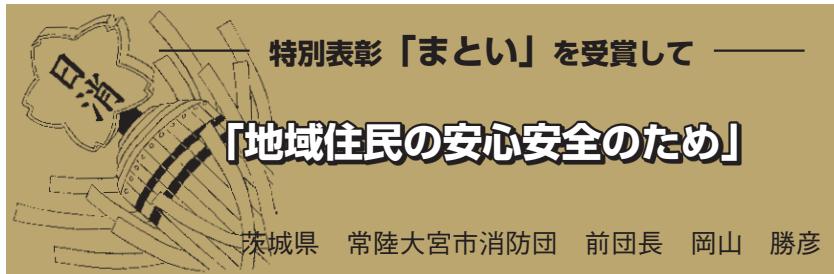
建設実現に向けて本当に多くの方々にご協力頂きました新しい日本消防会館は、いよいよ近く完成いたします。完成しましたら、皆様に深く感謝申しあげますとともに、これを最大限活用して日本消防の益々の発展等に貢献できるよう努力しなければなりません。新会館の構造や活用計画などにつきましては、これまでにもいろいろな機会にお知らせしているものもありますが、今後さらに具体的に申しあげます。

会館の改築について検討しなければならなくなつたのはおよそ10年も前ですが、最初は、会館の老朽化に伴う漏水などが発生したことから始まりました。でも、やはり強いインパクトになったのは、東日本大震災後の建物の緊急耐震診断の結果で、その時に、かなりの数箇所で耐震改修の必要が指摘されました。ウーンと考えざるを得なくなつたのですが、同時にその頃から、会館が所在する虎ノ門地区で大規模な再開発が進行し始め、このまま放置しますと消防会館としては、その名を汚すおそれがあるとも考えられる状況になりました。こうしたことの検討で約2年費やし、やはり改築を前提とせざるを得ないと腹を決めたのですが、そうなりますと具体的な敷地の利用方法、建物の構造等を建築物の規制と適合する形で検討しなければなりませんし、その建物規模等に応じた必要資金の検討、その調達方法、何しろ日本消防協会にはそのような資金の用意はありませんので、これが大事な課題でした。

そのような検討のなかで、一方、日本消防の将来を思いながら、本当に役に立つ、そして消防関係の皆さんによろこんで頂ける新会館にしなければならないと思い、消防関係の方々、市町村行政の方々などにご参加頂く検討協議の場を設けてご相談を進めてきました。このようなことを書き始めますともう止まらなくなる位いろいろありました。

こうした経過を経ながら、本当に多くの方々にご協力頂きました。勿論、全国の消防団員の皆さんにもです。完成しましたら感謝の心を込めて、早速いろいろなイベントを開催して、全国の消防団員、職員、さらには、地域防災体制を担って頂いている女性防火クラブの皆さんなどにもご参加頂いて、今厳しい災害がつづいている我が国の安全水準をより高めるとか、1階の日本消防防災情報センターでは、これまでの災害体験の映像等を一般の皆さんにもご覧頂いて、消防防災活動やそれを担う消防団員の重要性をご理解頂き、そうして、地域の皆さん総参加総活躍の地域防災体制の重要性をご認識頂くように、そして、いろいろご協力頂くような空気をもっと強くするなど、新会館はいろいろ活用しなければなりません。

そのような新日本消防会館が近々完成の運びとなりました。皆様のご協力に、深く、深く感謝申しあげます。



特別表彰「まとい」を受賞して

「地域住民の安心安全のため」

茨城県 常陸大宮市消防団 前団長 岡山 勝彦



1 はじめに

この度、常陸大宮市消防団は、令和6年3月8日に日本消防会館ニッショーホールで開催された「第76回日本消防協会定例表彰式」において、念願であった消防団表彰の最高栄誉である、特別表彰「まとい」を受賞いたしました。全国約2,200ある消防団の中から、特に功績を認められた10消防団のみに授与される「まとい」だけに、今回の受賞は、常陸大宮市消防団関係者にとって、大きな喜びと誇りになりました。

2 常陸大宮市の紹介

常陸大宮市は、茨城県の北西部、県都水戸市から約20km、八溝山地阿武隈山地の南端と、関東平野周縁台地北端に位置し、東に久慈川、西に那珂川の2大河川に挟まれ、東西約21km、南北約27kmに及び総面積348.45km²を有し、県内市町村で2番目の広さを誇ります。中でも、農用地が約17%、森林原野が約60%を占め、市の北部はとりわけ緑豊かな自然環境となっており、特産の「奥久慈なす」や観賞用の「花桃、柳」などの枝物を生産し、近年東京方面へ出荷され、市場を賑わせています。また、市内には、江戸時代後期文政年間の道具も残る組み立て式農村歌舞伎舞台「西塩子の回り舞台」が見られるほか、国内でも珍しい「県境（茨城県・栃木県）」が大鳥居と御本殿の中央

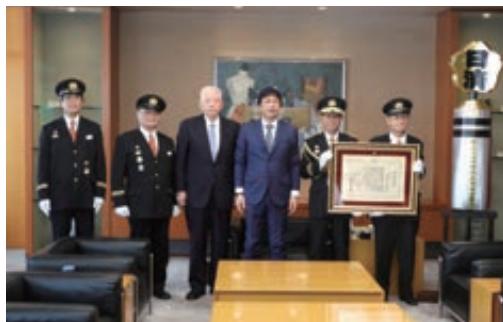
を通るという「鷺子山上神社」では、「フクロウ（不苦労）の神」や「金運」のパワースポットとしても人気があり高まっています。

3 常陸大宮市消防団の紹介

常陸大宮市消防団は、平成16年の2町3村の合併に伴い、平成18年4月に消防団統合により誕生し、5支団28分団90部体制で発足しました。平成19年4月に女性分団を設置し、平成22年4月には、消防団組織改編により、支団制から19分団65部体制に改め、現在は、19分団53部体制、団員数855名で活動を行っています。

4 常陸大宮市消防団の活動

常陸大宮市消防団は、正月の消防出初式から始まり、春の火災予防運動、4月の総会、5月の新入団員教養訓練、団幹部の教養教育訓練、ポンプ操法大会出場に伴う訓練、10月には分団合同で行うポンプ遠距離中継送水訓練、消防団員レクレーション大会、11月秋の火災予防広報、消防団統一訓練（規律訓練）を実施して一年を締めくくります。また、5月には周辺4市1村合同の「久慈川水系連合水防訓練」を実施し、積み土のう工法や月の輪工法の習得、国土交通省の大型排水ポンプ車や照明車の操作方法を学んでいます。その甲斐もあり、「令和元年東日本台風」では、早い



茨城県大井川知事表敬訪問



久慈川水系連合水防訓練

時期から消防団員が市内全域に散らばり、豪雨が降り続く中、昼夜にわたり河川巡視を行い、冠水を防ぐための積み土のうを実施し、樋管操作後の内水冠水を防ぐため、災害協定に基づき委託した建設業者とともに大型排水ポンプの設置などを行いました。また、避難勧告発令とともに約760世帯の避難行動要支援者宅を一軒一軒訪問し、避難の呼びかけや避難所までの搬送、市民の避難誘導を行い、更には那珂川・久慈川越水、堤防決壊により床上浸水した35世帯49名の救出、避難誘導を行い、被害を最小限に食い止めることができました。2日間にわたり延べ1,600名の消防団員が活動し、こうした功績が認められ、令和2年3月には「国土交通大臣表彰」、9月には「令和2年度防災功労者内閣総理大臣表彰」を受賞することができました。

更には、令和4年10月には「第29回全国消防操法大会」小型ポンプの部へ茨城県代表とし出場

し、日頃の訓練成果を遺憾なく発揮しました。

5 おわりに

近年、自然環境の変化に伴い、短時間集中豪雨や大型台風などが頻発し、県内外で想定外の甚大な被害が発生しております。こうした中、地域住民の消防への期待は益々高まっていることから、常陸大宮市消防団といたしましては、今後とも、地域住民の安心安全を守るため、災害に即応できるよう日々の訓練を重ね、団員一致団結のもと、これまでの伝統を継承し、更に精進していく所存です。

結びに、今回の受賞にあたり、格別のご高配をいただきました日本消防協会及び茨城県消防協会、また常陸大宮市消防団を支えてくださっております関係各位、更には常陸大宮市民の皆さんに対し深く感謝を申し上げ、受賞のあいさつとさせていただきます。



出初式分列行進



操法全国大会



「雨ニモマケズ、 風ニモマケズ、 郷土を守る」

花巻市消防団 団長 高橋 司



1 花巻市の紹介

花巻市は、岩手県内陸部のほぼ中央に位置し、西に奥羽山脈、東には北上高地の山並みが連なる肥沃な北上平野に位置し、季節ごとに変化に富んだ自然風景が広がる美しいまちです。

市の西部には、奥羽山脈の渓谷沿いに湧き出る花巻温泉郷があります。周辺は県立自然公園に指定され、立ちのぼる湯けむりと深山の緑、目の前を流れる清流が、情緒豊かな風景を醸し出します。雨ニモマケズ風ニモマケズで有名な詩人宮沢賢治生誕の地、また現在メジャーリーグで活躍中の菊池雄星選手や大谷翔平選手などを輩出した野球の街「花巻」。貴重な高山植物の生育地として知られる早池峰山と神楽とワインの里「大迫」。日本三大杜氏の一つである南部杜氏発祥の地「石鳥谷」。近代美術の先駆者萬鉄五郎の誕生の地であり、ウォータースポーツの盛んな田瀬湖を有する「東和」など、花巻市は豊かな自然、歴史、文化を持ち、これらを基盤として活発な交流を開拓させ、積極的に地域の発展整備が続けられております。

2 花巻市消防団の概要

平成18年1月1日の市町合併による名称変更、平成19年4月1日の消防団統合による名称変更を経て花巻市消防団が誕生しました。

令和6年4月1日現在、23分団121部、団員数1,592名(条例定数1,850名)、ポンプ

自動車41台、小型動力ポンプ付積載車86台を配備。消防団員の責務を全うする基本はまずもって厳正な規律、統制ある行動であるとの信念に基づき市民の「安全・安心」のため活動しています。

3 花巻市消防団の活動

花巻市消防団は、1月の出初式から活動が始まります。1月第2週の日曜日に行われる出初式では、常備消防の車両とともに市街地で分列行進を実施し、消防団の団結力向上だけではなく、市民の防災意識の高揚を図っています。1月26日の文化財防火デーに伴う訓練では、各地域の文化財に指定されている施設における火災発生を想定して、通報訓練、重要物品搬出訓練、初期消火訓練、火災防御訓練などの各種訓練を行っています。春季火災予防運動では、各地域で火災防御訓練や常備消防の職員を交えて図上訓練を行い、火災対応能力及び現場指揮能力の向上を図っています。また、1戸1戸



分列行進の様子



消防演習一斉放水の様子

住宅を回り一般家庭に対して防火指導を行い、市民に防火啓発を行っています。秋季火災予防運動と併せて開催する消防演習では、消防団車両55台、消防団員750名による分列行進、北上川河川敷において各種訓練、自動車ポンプ及び小型ポンプ55台による一斉放水訓練を市民に披露しています。

4 団員確保に向けた取り組み

近年、花巻市では少子化による若者不足に加え、市外に勤務地を持つ方の増加による新規団員の減少により、団員の高齢化が問題となっており、新規団員確保が喫緊の課題となっています。

そのような現状を踏まえ、団員確保のための様々な取り組みを実施しています。「花巻市消防団応援事業」は、市内の事業所に「消防団応援の店」として登録してもらい、登録店へ団員が訪れた際は、市が発行した団員カードを提示することで、割引などの各種サービスが受けられるもので、平成28年1月1日に開始し、現在は130事業所に協力を頂いています。消防団加入促進に加え、地域経渉の活性化に繋がるものと考えております。

また、FacebookやInstagramなどのSNSを通じて、各種行事や訓練の様子を市民に向けて発信し、消防団活動への理解向上や若者に向けたPRの場となることを目指しております。SNS更新と並行して、



視察研修の様子(海上自衛隊八戸航空基地)



BOUCA表裏

SNSに接続される二次元コードを載せた普及啓発カード「BOUCA」を市内事業所に設置し、SNSを見ていただく機会の増加を見込んでいます。

さらに、各種行事の時間を短縮しつつ内容の濃いものとなるよう抜本的に見直しを行い、団員の負担軽減を図るとともに、報酬の改定を行い、待遇面の改善を実施しています。

5 おわりに

近年、全国各地で地域住民の生命、身体、財産を脅かす災害が多数発生しております。消防団は地域事情に精通し、統一指揮のもと災害対応力、団員の動員など地域社会に欠かすことのできない組織として、市民から厚い信頼を得ております。今後とも市民が安全で安心して暮らせる郷土を守るために、花巻市消防団員一同「雨ニモマケズ、風ニモマケズ」尽力してまいります。



「安心安全な まちづくりを目指して」

印南町消防団 団長 岡本 正雄



印南町の紹介

印南町は、昭和32年に「印南町」「切目川村」「安庄村」が合併、一部を御坊市に分離し、現町域の「印南町」となりました。紀伊半島西部海岸のほぼ中央に位置し、総面積は 113.62 km²、北は御坊市、日高川町、東は田辺市、南東はみなべ町に接しています。地形的には、南西部は太平洋に面して海岸段丘が広がっており、北東部では紀伊山地の西端の真妻山(523m)、三里ヶ峰(768m)等の山々が連なっています。また、三里ヶ峰付近からは切目川が流れ、印南原付近からは印南川が町の中心部を流れて太平洋に注いでいます。

気象条件も沿岸地域と山間地域では多少の差異が生じ、沿岸地域では、紀伊水道を流れる黒潮の影響で年間を通じて温暖な気候に恵まれ、古くから漁業・農業が盛んです。漁業では、印南沖で釣れるイサキが有名で、かつお節発祥の地としても知られています。農業では、エンドウやスイカ、ミニトマト、花卉などの栽培がされ、ブランド化が図られています。一方、山間地域では冷涼な気候条件の下、千両や真妻わさびなどが栽培され、千両は関西有数の生産量を誇っています。また、真妻わさび発祥の

地として注目を集めています。観光では、町のシンボルとして「かえる橋」があります。かえる橋は、町の発展や全国へのPR、皆さまから愛される橋など、様々な願いが込められて創されました。町内の駅舎等にかえるのモニュメントが飾られ、「かえる」の町として脚光を浴びています。また、令和4年に国史跡熊野参詣道の紀伊路に追加指定された、五体王子とも呼ばれる切目王子跡など、歴史的・文化的遺産が受け継がれています。

印南町消防団の紹介

昭和32年の市町村合併により、現在の印南町消防団として200名で発足しました。団員の条例定数225名で実員数は204名(令和6年4月1日現在)です。近年では、人口の減少もあり団員数が減少傾向にあり、若手団員・女性団員の新規入団の募集がこれからの継続的な課題です。

1本部、5分団に分かれて印南町全域を管轄しており、本部は、団長1名、副団長2名で構成され、分団は、分団長1名、副分団長2名、機械班長1名、班長、団員により構成されています。現在は5分団で29班に分かれて活動しており、主な



印南町のシンボル「かえる橋」



出初式の様子



出初式の様子

装備として消防ポンプ自動車2台、可搬式消防ポンプ及びポンプ積載車27台を保有しています。

印南町では、浸水の被害にあう地域もあるため水防団としても活動しています。

印南町消防団は「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと火災や地震、風水害から町民の生命と財産を守るために日々活動しています。

印南町消防団の活動

印南町消防団は、火災時の消火活動はもちろんですが、水害時の水防活動や行方不明者等の捜索活動など多岐にわたり活動しています。また、災害時に冷静沈着かつ正確に行動できるよう、ポンプ積載車や可搬式ポンプ等資機材の点検整備及びそれらを活用した訓練を実施しています。主な訓練としまして、4月の新入団員の基礎訓練、6月・7月の各分団での夜間訓練、11月の秋の全国火災予防運動に合わせての全5分団で行う合同訓練、年末の夜間に合う年末特別警戒、1月の訓練始め式を実施しています。新入団員基礎訓練については、新たに印南町消防団に入団した新入団員に、日高広域消防印南出張所員の指導のもと、消防団員としての基礎能力を取得するとともに、印南町消防団全体の消防能力向上及び町の防災力向上に繋げることを目的に消防団の役割の説明や資機材の取り扱い方などを教わり、実際にポンプ操法を行い災害時に動けるよう訓練を実施しています。秋の全国火災予防運動に合わせての全分団合同訓練については、中継送水体制を迅速かつ確実に行える消防技術及



新入団員基礎訓練の様子

び分団を超えた連携能力の強化、団員の意識向上を目的に、大規模火災等を想定し日高広域消防と連携しながら指導してもらい、災害時さながらの緊迫感をもって放水訓練を実施しています。訓練始め式については、火災予防意識の向上を目的に全消防団員、消防車両30台が分列行進、分団によるポンプ操法の披露等、消防訓練にふさわしい緊張感で出初式を実施しています。

令和5年6月2日の線状降水帯を伴う台風第2号で内水氾濫が発生した際には、浸水している地域の排水作業等の水防活動を実施するなど、地域を守るという強い使命感を持って日々の活動を行っています。令和6年度につきましては、実際に水害にあわれた地域に行き、消防団の実働状況などを視察研修する予定です。

おわりに

消防団員数の減少や高齢化が進んでおり、新たな団員確保が困難になってきてています。そのような中で近年、地震・竜巻・台風・線状降水帯等による集中豪雨などの自然災害の多発・激化が見受けられ、印南町でも南海トラフ地震等の大規模災害の懸念がされています。これらの災害に対し消防団としても、地域における消防防災のリーダーとして住民に、常に災害の予防及び警戒心の喚起に努めたいと思います。一方で、生業の傍らでの消防団活動は、団員にとっても負担は大きくなっています。こうした状況を踏まえ、団員の待遇改善の一環としまして、福利厚生を一層充実させ魅力ある消防団を目指し今後の課題に取り組んでいく所存です。



「連携を大切に」

高幡消防組合中土佐消防団 団長 岩本 豊志



中土佐町とは

高知県中土佐町は、人口約6,000人、豊かな海に育まれてきた町ですが、南海トラフ地震では津波浸水想定が最大22mになっています。

地震・津波の恐ろしさを正しく知り、海と共に生きていく防災に、中土佐町一丸となって取り組んでいる最中です。

消防団員は131名。そのうち32人は役場職員です。役場職員が消防団員になることに対して、災害時、役場の仕事を優先に行わなければならぬので賛否があるようですが、中土佐町については、大変助かっています。

まず、非常時の初動が早い、分署や役場に入った情報すぐに動いてくれます。また、平常時に消防団の会議をした際も、町の状況、役場の状況、消防団の状況、全てを分かっている人が多いので、決め事の判断がとても早いと言われます。

の中でも一番のメリットは、役場・常備・消防団の距離が近いこと。顔を知

らないということがありません。

町長も「役場職員は町をよく知らないなければならない。町を知るためにには消防団に入ることが一番勉強になる」と役場職員が消防団に入団することにとても前向きで、大変心強く感じています。

消防団員確保について

高齢化・人口減少は、どの市町村も共通課題だと思います。

多くの役場職員が消防団に入ってくれると言っても限界があります。

令和3年度、高知県消防協会の消防団員定数確保事業の一環で、前団長が少年消防クラブを立ち上げました。

中土佐町の場合は、消防団に親しみを持つてもらうために名称は「中土佐町ジュニア消防団」としました。

私も、子どもの時から消防団と接点を持つことは大切だと思います。

消防団というものを知らない人に「消防団に入団して」と言うのはナンセンスだと



月に1回の防潮扉の開閉検査



水門点検



少年消防クラブ視察研修



陸上自衛隊高知駐屯地での研修

考えますし、やはり「消防団に入って、みんなで地域を守りたい」と思ってくれる人に入団してほしいと思います。

中土佐町の充足率は良いとは言えませんが、特にこれから先、人口減少が進む中、「人数より、優秀な人材確保」で勝負しないといけない時代になっていると思います。

少年消防クラブについて

立ち上げて間もないですが、年に1度1泊の視察研修を行ったり、出初式に参列してくれたり、町の防災イベントに参加してくれています。

また、高知県消防協会が開催するイベント、夏休みの消防学校への入校、冬休みの消防防災航空センター見学、春休みの陸上自衛隊高知駐屯地見学について、積極的に参加させてもらっています。

このような地道な活動を何年か続けた結果、少年消防クラブ員数が増えてきたので、分署と保護者と話し合い、今年度から「目標を持とう」ということになり、全国少年消防クラブ交流会、ヨーロッパ青少年オリンピックにチャレンジすることになりました。

その結果、まさかの連絡をいただき、両大会に出場させていただくことになりました。

子どもたちは毎週、分署での練習をがんばっていますし、分署の職員も現場活



高知県消防防災航空センター見学

動と両立させながら子どもたちの指導を熱心に行ってくれています。

その姿のおかげで、町はとても明るい雰囲気になっています。

経験も実績もない中土佐町ジュニア消防団に未来を託してくださいましたこと、子どもたちに素晴らしい経験をさせていただくことについて、日本消防協会に本当に感謝しています。

最後に

「消防団に入って」とお願いするのではなく、「消防団に入りたい」と思わせるぐらい、みんなが活動しやすい組織を目指そうというのは、歴代の団長から受け継がれていることです。

団長になり3ヵ月なのでまだ未熟ですが、今まで通り、役場・常備・消防団の連携を大切に、女性や若年層の意見を重視しながら時代と共に変化することを恐れず、がんばっていきたいと思います。



シンフォニー（沖縄県） 「活動を通して学び続ける」

那覇市消防団 第5分団 分団長 山城 淳子

沖縄県の県庁所在地である那覇市。令和3年5月20日に市制100周年を迎え、人口も約31万人を超える中核都市です。那覇市消防団は1分団から8分団まであり団員総数72名、うち12名が女性団員です。

女性消防団員は年々増えています。女性だけの分団は存在せず、訓練も含め男性団員と一緒に活動しております。活動内容は多岐にわたります。那覇市が主催するイベント「那覇 ハーリー」「那覇大綱挽祭り」「NAHAマラソン」では巡回警備を実施し、市民の安全を見守っております。巡回警備中、体調不良者がいれば、即対応、現場で対応できない事案については、無線機を使用して応援要請します。

いざという時に慌てず対応できるよう年間を通して継続訓練しております。

訓練は夜間訓練が主となっており20時～22時。消防団の幹部で訓練計画をして実施します。訓練は警備で必要な知識の他、放水訓練、車両の取り扱い、必要な資機材の取り扱いについて、どんな時にどんな方法があるのか。必要なことは何か。身に付けておかなければいけない知識について・・・消防団員として必要な技術習得を個々の能力に合わせながら、確実に技術が身につくよう訓練内容の工夫をするのが今の私の課題です。

しかし、災害はいつ起こるかわかりません。2024年元旦に能登半島地震、その後も各地で起こる地震。毎年、地震・津波に対する避難訓練を実施しています。昨年の訓練では「津波フラッグ」も活用されました。海に囲まれた沖縄県。「津波」という言葉は知っていても経験した人がどのくらいいるのでしょうか。私はこの歳まで台風以外の被害を経験したことはありません。そのため「津波フラッグ」の存在を知りませんでした。消防団に所属して訓練に参加しなければ今でもその存在

は知らなかったと思います。先日、沖縄県内に津波による避難指示が出されました。その時、私は内陸の事務所にいたので、「津波フラッグ」を見るはありませんでしたが、市民の皆さんのが避難する様子を見聞きし、避難所開設の手際の良さなども聞くことが出来ました。このような情報も消防団に入っていたいなければ何もわからない今まで、本当に津波が襲ってきたら私は間違いない、波に飲み込まれていると実感しました。

避難誘導、交通誘導など自ら動いた消防団員がいた話を聞いて、団員が成長していることが頗もしく思えました。今後も同様な団員が増え続けていくけるよう教育訓練を計画しなければいけないなあ・・と背中を押された気分です。

大規模災害時は、消防職員と力を合わせて対応しなければいけません。

そのため、消防職員との合同訓練も取り入れ、消防職員からの技術指導も受けています。

消防職員のような高度な技術は難しくても、消防団員としてできることはたくさんあります。

2019年の首里城火災では消防職員と一緒に消防団員も消火活動に従事しました。

吹き上げる風に、巻き上げられ落ちてくる火の粉、周辺は住宅街。必死の延焼防止活動。

放水している筒先員を交代しながら長時間にわたる消火活動に従事したみなさんの雄姿は私の脳裏に焼き付いております。

台風時の水災害対応についても消防団が活動します。

119番通報された事案を那覇市消防局が消防団へ割り振ります。

通報内容を確認し、必要な資機材をもって現場へ向かい対応します。

台風が近づく前には、台風時に対応し



活動①



活動②



活動③

た事例を訓練で団員へ周知し現場対応力の強化に繋げます。

2022年には国民保護法による訓練も行いました。

車両を使用しての避難広報、避難所への案内だけではなく、私たち団員も避難する。という当たり前のことも消防団に所属していないなければわからなかつたことです。

消防従事者は逃げたらダメだと思い込んでいました。最後まで市民を守らなければ！勝手な思い込みでした。「ぬちどう宝」命は宝、という沖縄に伝わる名言です。命あってこそです。

このような活動も那覇市消防団は「男性」「女性」という区別はなく、活動可能な団員が出動します。

実際、私が台風災害現場で「えっ！女性？女性が現場活動するんですか？」と驚かれました。

消防出初式でも消防職員の展示訓練とは別で消防団が単体で応用操法を披露する時間もあります。また、最後の一斉放水も消防職員と一緒に参加させてもらっています。

一斉放水、緊張しますが職員との一体感もあり、終わった後の達成感に身が引き締まります。

話は変わりますが、2019年の県大会で女性小型ポンプ操法が優勝し、コロナ感染症の影響もあり数年延期されましたが2023年、第25回全国女性操法大会へ参加することができました。

軽可搬の使用方法は知っていても操法をしたことはなく、過去の実施要項を確認するところから始めました。小型ポンプ操法とは異なる操法に戸惑いながらも手探りの訓練でした。

女性操法ですがサポートは男性団員が全面協力をしてくれました。

それぞれが自分にできることは何だろう？模索しながら積極的に参加しました。

それには日々の訓練だけではなく、コ

ミュニケーションが不可欠であり、雰囲気作りも重要なだと感じました。

全国大会の会場では、使用機材の点検は選手自らできる団員に頼もしさを感じました。初めての操法。何もかもが初めて・・・不安もあったと思いますが、大舞台で緊張する姿を見せる事もなく、自分たちの持てる力を発揮させることができたと思います。彼女たちの晴れ舞台を隊長としてそばにいられたことに感謝申し上げます。火点を倒した時の感動は今でも鮮明に思い出され、感動で涙が出てきそうです。操法として順位の結果は残せませんでしたが、彼女たちは終始笑顔で悔いのない操法が出来たこと、私は誇りに思います。

消防団で学べる事は尽きることなく、私の人生を実りあるものしてくれます。その思いを一人でも多くの人々に感じてもらえると地域防災力の向上につながると私は信じています。

消防団の認知度向上も併せて行っていけたらいいあ・・と思いません。

これからも私にできることが増えていくよう、訓練に勤しみたいと思います。

活動を通して皆様にお会いできる日を楽しみにしております。



消防団員の確保のために

千葉県 市川市消防団 団長 岡本 宜幸

1 消防団員の加入促進について

近年、全国各地で災害が激甚化・多様化している中、消防団の活動が重要な役割を担うことが予想されます。その一方で消防団員の数は全国的にも減少しており、本市の消防団においても例外ではありません。そのため、各種イベント等においての広報活動はもとより、消防団員の待遇改善や市川市消防団のキャッチフレーズ、プロモーションビデオの制作等、消防団員の加入促進の取り組みを行ってきました。

2 加入促進事例

・市内各種イベントでの広報活動

市内各種イベントにおいて、消防団員がイベントに参加し、消防団ブースとして広報活動や子供用防火衣を使用した体験コーナー等、積極的な活動に努めています。

・市川市消防団のキャッチフレーズの策定

入団促進の一環として、自分たちの住む街・働く街・学ぶ街への愛着と誇りが込められているキャッチフレーズ「CIVIC PRIDE ~自分たちの街への愛着と誇り~」を策定しました。このキャッチフレーズが浸透することで、消防団とキャッチフレーズが結びつき、広報の持続的な展開ができると期待しています。

・プロモーションビデオの制作

消防団員の確保を図るため、消防団をより知ってもらおうと消防団のPRとして「市川市消防団プロモーションビデオ」を制作し、総務省消防庁主催の令和3年消防団PRムービーコンテストにおいて最優秀賞を受賞しました。このプロモーションビデオでは、消防団員がそれぞれの本業に向かいながら、世代や職業を超え、真摯に消防団活動に向き合っている姿を映し出しております。消防団に馴染みのない方にもイメージしやすいよう趣向を凝らし、文字や写真では伝えきれない雰囲気や臨場感を音楽にのせて映像化しました。

・学生消防団活動認証制度の制定

消防団員の減少及び高齢化が問題視される状況を踏まえ、大学生、専門学生等の学生が消防団活動を通じて、地域社会に貢献した実績を認めた際に、その功績を認証し、就職活動を支援、また、消防団への入団促進に繋げるため学生消防団活動認証制度を制定しました。



③ 今後の展開

今まで実施してきた消防団員加入促進の取り組みを継続していくとともに、長期的に消防団員を確保していくためには、若い世代の人材確保に努めていくことが重要であると考えます。学生等の若い世代が消防団に関心を持ち、入団後、長期的に地域防災の要となることができる魅力ある消防団を目指し、今後も消防団員の確保に努めてまいります。



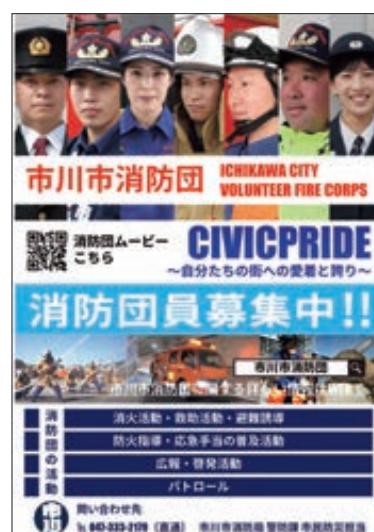
プロモーションビデオの一部



プロモーションビデオ QR コード



学生認証制度 証明書



消防団員募集チラシ



消防団加入促進への取組み ～市内大学との連携～

静岡県 三島市消防団 団長 風間 浩

三島市は、静岡県東部の箱根西麓に位置し、伊豆の玄関口ともなる人口約106,000人の自治体です。三島市消防団は、団本部を中心に5つの方面隊と18の分団で組織されており、三島市における地域防災の要として活動しております。

全国的に少子高齢化が進むとともに、地域社会、就業構造、国民意識などの大きな変化に伴い、消防団員が年々減少しておりますが、三島市消防団においても定員割れが続き、団員の確保に苦慮しているところです。

こうした状況ではありますが、これまでの各分団の地道な勧誘活動や消防団の広報活動、市内大学との連携、団員の待遇改善などの様々な努力が実を結び、令和5年度は前年度に比べ多くの方に入団していただき、団員数が増加に転じました。とりわけこれまでほとんど加入のなかった20代前半あるいは10代の若者に多く入団していただいたことから、本市消防団の団員確保の主な取組みについて紹介させていただきます。

① 市内大学と連携した消防団員の勧誘

三島市には、日本大学国際関係学部と順天堂大学看護学部があり、学生の街としての側面もあります。こうした利点を生かし、コロナ禍が明けた令和5年度から学生団員の勧誘を強化いたしました。

まず、日本大学と連携し、全新入生へ向け入学ガイド資料の中に消防団員募集チラシを入れて消防団の存在を幅広くPRしました。また、年度当初の学内サークル勧誘の際、各サークルブースに交じって、3日間消防団勧誘ブースを設置させていただき、団員による学生の勧誘を実施しました。正副団長を中心に、女性消防団員や既に消防団員として活動している学生団員の協力も得て学生に勧誘の声掛けをすると、ボランティア活動や防災に興味のある学生が熱心に耳を傾けてくれました。こうした取り組みが功を奏して複数の学生から問い合わせをいただき、入団に繋げることができました。

令和6年度は、日大キャンパスでの勧誘期間を5日間に拡充するとともに、順天堂大学においても全新入生へ団員募集チラシの配布を依頼するなど、市内大学との連携を更に強化しています。



日本大学における団員勧誘活動



2 消防団広報委員会による広報誌の作成

三島市消防団においては、広報委員会を設置し、毎年団員勧誘の時期に合わせて消防団広報誌を発行しています。その内容は、団員募集のほか、各種訓練の様子、活躍する先輩団員、導入した新型車両、各分団の様子、消防団ドローン隊、消防団応援の店など毎年様々なテーマに焦点を当て、また時世のネタなども盛り込むことで、親しみやすい内容となっています。

この広報誌を毎年全自治会に配布して回覧していただくほか、将来の団員確保を見据えて市立中学の3年生にも配布しています。実際、生徒さんから問い合わせがあり、広報誌が消防団へ興味を持つきっかけとなって、18歳になってから入団していただいたケースもあります。各分団が管轄区域を勧誘活動する際にも、この広報誌は重要なツールとなっています。

3 その他の取組み

三島市消防団が所属する静岡県消防協会田方支部では、消防団員の福利厚生事業として「婚活事業」を実施しています。これは、結婚に意欲のある消防団員に独身女性との出会いの場を提供し、消防団をPRしながら女性との交流を楽しんでもらい、カップリングに繋げるというもので、出会いを求める独身男女が安心して交流できる婚活イベントとなっています。前回の開催では7組ものカップルが成立しました。

こうした福利厚生事業は、行政課題となっている少子高齢化対策や移住定住にも寄与するものであり、日頃から地域貢献している団員の今後のモチベーションの向上や団員数の維持にも繋がってくるものと考えています。

4 今後の展望

上記の取組み以外にも、未来の消防団員の確保に繋げるために市内小中学校で消防団について講話しているほか、常備消防と連携した消防フェアや方面隊主催の消防フェスティバルを開催し、団員の家族や地域の方々などたくさんの方々に楽しんでいただき、三島市消防団を知っていただく機会としています。

少子高齢化等により全国的に団員数は減少の一途を辿っておりますので、何もせず急に団員数が増加するということはありません。今後もこれまでの取組みを継続していくとともに、アイデアを出し合い、地道な努力を続けていくことが団員確保の近道であると考えています。



広報委員会で作成した消防団広報誌

日本消防協会臨時理事会・定時評議員会、 全日本消防人共済会通常総代会等を開催

(公財)日本消防協会・(生協)全日本消防人共済会



令和6年6月27日(木)ニッショーホールにおいて日本消防協会臨時理事会、定時評議員会及び全日本消防人共済会通常総代会等を開催しました。

冒頭に日本消防協会 秋本敏文会長が挨拶し、続いて、来賓としてご出席された原邦彰消防庁長官(当時)からご挨拶をいただきました。

臨時理事会では、先に行われた定時理事会(6月12日書面開催)の議決事項の報告に続き、内閣府への書類の提出、顧問の選任及び主たる事務所の移転などの議案を審議し議決されました。主たる事務所の移転については、新しい日本消防会館の完成に伴い、事務所を虎ノ門に戻し、移転の時期は令和6年9月1日とされました。その他、令和4年6月に設置した「消防団員確保対策推進本部」(本部長 秋本敏文)の設置期間の延長、消防団員確保対策に関する意見書や新日本消防会館について、その建設状況や完成後の主要イベント等について協議・決定がされ、また本年10月に開催される第30回全国消防操法大会をはじめとする今後の全国大会等の開催計画などの報告がありました。

定時評議員会では、令和5年度事業報告及び決算の承認がなされるとともに、役員の任期満了に伴う理事及び監事の改選が行われ、補欠評議員及び会計監査人の選任も行われました。

また、市町村振興宝くじ(スマージャンボ)の販売促進について協議し、新日本消防会館の建設について全国市町村振興協会に対し多額のご援助をお願いしていることから、今年も消防関係者に協力をお願いすることとしました。

定時評議員会終了後、新役員による臨時理事会を開催し、会長、副会長、理事長及び常務理事が決定されました。また地震等防災対策委員会、消防団員確保対策等委員会、福祉共済事業等運営委員会の委員の任期満了に伴い、各委員会の委員が決定され、それぞれの委員会を開催し、委員長を互選しました。

また、全日本消防人共済会通常総代会等では、令和5年度事業報告、決算関連議案及び役員の任期満了に伴い理事・監事の選任の承認がなされ、代表理事並びに会長、理事長等が選ばれました。

各会議に提出された議案は、下記のとおりであり、いずれも承認されました。



1 日本消防協会定時理事会(書面による) 令和6年6月12日(水)

議決事項

- 第1号議案 令和5年度事業報告の承認について
- 第2号議案 令和5年度決算の承認について
- 第3号議案 定時評議員会の開催について

2 日本消防協会臨時理事会(現理事及び現監事による) 令和6年6月27日(木)

議決事項

- 第1号議案 内閣府への書類の提出について
- 第2号議案 主たる事務所の移転について
- 第3号議案 顧問の選任について

協議事項等

- (1) 監事及び会計監査人の選任に関する監事の同意について
- (2) 消防団員確保対策に関する意見書について
- (3) 消防団員確保対策推進本部について
- (4) 新日本消防会館について
- (5) 新会館完成後の主要イベントについて
- (6) 市町村振興宝くじ(サマージャンボ)の販売促進への協力について

諸般の報告

- (1) 今後の全国大会等の開催計画について
- (2) 第30回全国消防操法大会の実施について
- (3) 防災推進国民大会2024の開催について
- (4) 地域防災力充実強化大会(熊本大会)の開催について
- (5) ヨーロッパ青少年消防オリンピックへの派遣について
- (6) 第37回日中消防協会定期協議会及び第13回日中韓消防協会会議の開催について
- (7) 令和6年度消防育英会懇談会の開催について

3 日本消防協会定時評議員会(現評議員による) 令和6年6月27日(木)

議決事項

- 第1号議案 令和5年度事業報告の承認について
- 第2号議案 令和5年度決算の承認について
- 監査報告
- 第3号議案 理事及び監事の選任について
- 第4号議案 補欠評議員の選任について
- 第5号議案 会計監査人の選任について

理事会決議事項の報告

- (1) 内閣府への書類の提出について
- (2) 主たる事務所の移転について
- (3) 顧問の選任について

協議事項等

- (1) 消防団員確保対策に関する意見書について
- (2) 消防団員確保対策推進本部について
- (3) 新日本消防会館について
- (4) 新会館完成後の主要イベントについて
- (5) 市町村振興宝くじ(スマージャンボ)の販売促進への協力について

諸般の報告

- (1) 今後の全国大会等の開催計画について
- (2) 第30回全国消防操法大会の実施について
- (3) 防災推進国民大会2024の開催について
- (4) 地域防災力充実強化大会(熊本大会)の開催について
- (5) ヨーロッパ青少年消防オリンピックへの派遣について
- (6) 第37回日中消防協会定期協議会及び第13回日中韓消防協会会議の開催について
- (7) 令和6年度消防育英会懇談会の開催について

4 全日本消防人共済会通常総代会(現総代による) 令和6年6月27日(木)

議決事項

- 第1号議案 令和5年度事業及び決算認定について
監査報告
- 第2号議案 令和5年度剩余金処分について
- 第3号議案 役員の改選について

報告事項

- (1) 退団退職組合員の火災共済継続利用の承認について
- (2) 主たる事務所の移転について

5 日本消防協会臨時理事会(新体制による) 令和6年6月27日(木)

議決事項

- 第1号議案 会長及び副会長等の選任について
- 第2号議案 日本消防協会地震等防災対策委員会、日本消防協会消防団員確保対策等委員会及び日本消防協会福祉共済事業等運営委員会委員の委嘱について
- 第3号議案 名誉会員の選任について

6 全日本消防人共済会理事会(新体制による) 令和6年6月27日(木)

議案

代表理事の選定並びに会長、理事長及び常務理事の互選について

7 地震等防災対策委員会、消防団員確保対策等委員会、福祉共済等運営委員会合同委員会

(新委員による) 令和6年6月27日(木)

議事

各委員会の委員長の選出について

8 総務大臣及び消防庁長官を表敬訪問 令和6年6月27日(木)

日本消防協会の新正副会長及び新委員長が松本剛明総務大臣、原邦彰消防庁長官(当時)を表敬訪問いたしました。



総務大臣室にて



消防庁長官室にて

新たに選任された日本消防協会の役員等は次のとおりです。

●役員(令和6年6月27日現在)

新たに選任された理事及び監事を含めた臨時理事会が開催され、後任の副会長を含めた名簿は次のとおりです。

役職名	氏名	主な経歴
会長	秋本 敏文	日本消防協会会长
副会長	花田 了彰	北海道消防協会会长
副会長	佐藤 孝義	宮城県消防協会会长
副会長	山口 彦市	東京都消防協会会长
副会長	森田 耕一	埼玉県消防協会会长
副会長	河合 有二	岐阜県消防協会会长
副会長	安満 真哉	兵庫県消防協会会长
副会長	松浦 嘉昭	島根県消防協会会长
副会長	河野 良雄	徳島県消防協会会长
副会長	川上 清記	長崎県消防協会会长
理事長	北崎 秀一	日本消防協会理事長
常務理事	田中 豊	日本消防協会常務理事
理事	小林 輝幸	日本消防協会理事
理事	熊野 主税	北海道消防協会副会長
理事	佐藤 隆士	岩手県消防協会会长
理事	田辺 隆	山形県消防協会会长
理事	名取 守	山梨県消防協会副会長

役職名	氏名	主な経歴
理事	福澤 賢治	長野県消防協会会长
理事	加藤 英樹	福井県消防協会会长
理事	松浦 文信	静岡県消防協会会长
理事	松本 淳	奈良県消防協会会长
理事	今井 俊博	滋賀県消防協会会长
理事	永井 秀一	岡山県消防協会代表理事
理事	小西 輝保	山口県消防協会会长
理事	長尾 庄司	香川県消防協会会长
理事	市原 泰	高知県消防協会会长
理事	角 一徳	福岡県消防協会会长
理事	高橋 昌久	宮崎県消防協会会长
監事	山形 博利	青森県消防協会会长
監事	高橋 喜良	群馬県消防協会副会長
監事	森田 武士	京都府消防協会副会長
監事	延近 敬弘	広島県消防協会会长
監事	三浦 勉	大分県消防協会会长

●日本消防協会地震等防災対策委員会(令和6年6月27日現在)

秋田県消防協会会长	高橋 正尚	和歌山県消防協会会长	保江 宗治
埼玉県消防協会会长	森田 耕一	島根県消防協会会长	◎ 松浦 嘉昭
長野県消防協会会长	福澤 賢治	高知県消防協会会长	市原 泰
富山県消防協会会长	鹿熊 正一	福岡県消防協会会长	角 一徳

●日本消防協会消防団員確保対策等委員会(令和6年6月27日現在)

北海道消防協会会长	花田 了彰	兵庫県消防協会会长	安満 真哉
宮城県消防協会会长	佐藤 孝義	広島県消防協会会长	延近 敬弘
千葉県消防協会会长	◎ 石橋 肇	愛媛県消防協会会长	大西 浩司
愛知県消防協会会长	水嶋 義弘	宮崎県消防協会会长	高橋 昌久

●日本消防協会福祉共済事業等運営委員会(令和6年6月27日現在)

北海道消防協会副会長	熊野 主税	奈良県消防協会会长	松本 淳
岩手県消防協会会长	佐藤 隆士	岡山県消防協会代表理事	永井 秀一
茨城県消防協会会长	◎ 葉梨 衛	徳島県消防協会会长	河野 良雄
静岡県消防協会会长	松浦 文信	長崎県消防協会会长	川上 清記

※◎は各委員長を示す。

●顧問の選任

氏名	現職	備考	
片山 虎之助	元 参議院議員 元 日本消防協会会長	令和6年6月27日から令和8年6月26日(再任)	
室崎 益輝	神戸大学名誉教授 元 消防審議会会长	同上	(再任)
松井 一實	全国市長会会長 広島県広島市長	同上	(再任)

●選任された名誉会員

氏名	主な経歴
吉田 秀一	前福島県消防協会会長
鈴木 守	前新潟県消防協会会長
沖山 仁	前東京都消防協会会長
古山 大功	前栃木県消防協会会長
水島 三雄	前福井県消防協会会長
植田 和生	前滋賀県消防協会会長
川田 昌和	前香川県消防協会会長

●今後の全国大会等の開催計画

	全国消防操法大会	全国女性消防団員活性化大会	【参考】 全国少年消防クラブ 交流大会
令和6年度	第30回 全国消防操法大会 日時：10月12日(土) 場所：宮城県総合運動公園 グランディ21	第29回大会 栃木県 日程：9月19日(木) 場所：ライトキューブ宇都宮	日程：9月14日(土)～15日(日) 場所：兵庫県神戸市
令和7年度	第26回 全国女性消防操法大会 日程：10月28日(火) 場所：神奈川県横浜市	第30回大会 長崎県 日程：11月13日(木) 場所：出島メッセ長崎	未定
令和8年度	第31回 全国消防操法大会 日程：未定 場所：未定	第31回大会 北海道	未定
令和9年度	第27回 全国女性消防操法大会 日程：未定 場所：未定	第32回大会 調整中	未定

令和6年度 共済事業交付車両について

(公財)日本消防協会 福祉部

1 主旨

(公財)日本消防協会は、約79万人の会員の福祉厚生と消防団活動の充実を図るとともに、地域住民の皆様が安心して防災活動に参加できるよう、各種の共済事業を実施しております。

この共済事業は、会員各位及び全国市町村並びに都道府県消防協会の深いご理解とご協力により、年々充実されてまいりました。

車両の交付は、本共済事業の一環として共済事業に功績が大きい消防団に対して行っており、地域の防災体制の強化に寄与させていただくものであります。

2 実施団体

- ・(公財)日本消防協会
- ・生活協同組合 全日本消防人共済会

3 交付車両

今回交付する車両は、各種防災学習用資機材及び災害対応資機材が付属し、平時においては地域住民や事業所等に対する防災学習や防災指導に活用できるなど、消防団活動全般において幅広い運用が可能な車両です。それぞれの台数は次のとおりです。

- ① 消防団防災学習・災害活動車Ⅱ(ワンボックス型 四輪駆動) 23台
- ② 消防団防災学習・災害活動車Ⅲ(軽バン型 四輪駆動) 24台

4 交付基準

各都道府県消防協会へ要望調査の通知を発出し、要望のあった中から7月中に共済事業の功績が大きい消防団等に対し交付決定を行う予定です。



※朱色塗装を施し、LED式散光蛍光灯などを装備します。

消防団防災学習・災害活動車Ⅱ
(ワンボックス型)

ニッサンキャラバンGX／4WD／
約2.4Lガソリン／10人乗り

消防団防災学習・災害活動車Ⅲ
(軽バン型)

スズキエブリーPAリミテッド／
4WD／約0.6Lガソリン／4人乗り

消防育英会定時評議員会を開催

(公財)消防育英会

令和6年6月17日(月)、ヤクルト本社ビル6階大会議室で「令和6年度消防育英会定時評議員会」が開催されました。

1 議事

- 第1号議案 令和5年度事業報告案及び決算案について(監査報告)
- 第2号議案 理事及び監事の選任について
- 第3号議案 評議員の選任について

2 報告事項

- ・令和6年度(公財)JKKA補助事業の補助金交付受諾について
- ・令和6年度奨学生の申請及び判定状況等について
- ・主たる事務所の移転について
- ・令和5年度奨学生及び奨学生等の状況並びに中途採用奨学生について
- ・消防育英会支援自動販売機の設置状況について
- ・令和6年度消防育英会奨学生懇談会実施について

議事については、異議なく承認されました。



競輪補助事業完了のお知らせ

この度、令和5年度の競輪の補助金を受けて、下記の事業を完了いたしました。

記



- 1 事業名 令和5年度 警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動補助事業
- 2 事業内容 消防団員、消防職員等の殉職者遺児に対する奨学生の支給
- 3 補助金額 22,968,000円
- 4 実施場所 東京都港区東新橋1丁目1-19
- 5 完了年月日 令和6年2月2日

消防育英会は、競輪からの補助を昭和43年から毎年受けています。

インドネシア共和国への「消防車両等国際援助事業」 援助車両の引渡し式を開催

(公財)日本消防協会 国際部

日本消防協会は令和6年6月11日(火)、神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭において、「インドネシア共和国」に対し援助車両の引渡し式を開催しました。

日本消防協会では国内の消防機関等から更新車両の提供を受け、それらを開発途上国に無償で援助する「消防車両等国際援助事業」を実施しており、開発途上国における消防力の向上や日本の国際貢献に寄与しております。

この事業は、昭和59年度に事業開始し、昨年度末までに46か国1,717台の援助実績を重ね、平成28年度からは外務省のODA資金を活用し、海外での技術援助を行っています。

援助車両及び車両提供元機関

新潟県	新発田地域広域消防本部	高規格救急車	1台
栃木県	宇都宮市消防局	ポンプ自動車	2台
		小型動力ポンプ積載型消防自動車	5台
茨城県	茨城西南広域消防本部	水槽付消防ポンプ自動車	1台
	鹿行広域事務組合消防本部	高規格救急車	1台
埼玉県	行田市消防本部	化学消防ポンプ自動車	1台
	埼玉西部消防局	高規格救急車	1台
	越谷市消防局	高規格救急車	1台
愛知県	江南市消防本部	高規格救急車	1台
岐阜県	多治見市消防本部	救助工作車	1台



写真右側) 駐日インドネシア共和国大使館
アンドリ スマルヤディ氏



(公財)日本消防協会 国際部
電話 03-6263-9528

消防団員等のための各種共済事業について

(公財)日本消防協会・(生協)全日本消防人共済会

(公財)日本消防協会、(生協)全日本消防人共済会では、消防団員、消防職員等のための以下のようないくつかの共済事業を行っております。

- I 消防団員等福祉共済
- II 消防個人年金
- III 女性防火クラブ員等福祉共済
- IV 防火防災訓練災害補償等共済
- V 火災共済

I 消防団員等福祉共済

1 消防団員等福祉共済の概要

この消防団員等福祉共済(以下「福祉共済」といいます。)は昭和44年7月に消防団員福祉共済制度として発足し、今日まで名実ともに全国の消防団員等の相互扶助による共済制度として、特に消防団においては、ほとんどの団員が加入し、多くの実績を上げてまいりました。

この福祉共済は、地域の安全安心を担っている全国の消防団員等を対象に、非常に低廉な掛金で、加入者が死亡し又は傷害を受けた場合や入院時に給付を行い、さらに死亡又は障害を受けた場合が公務による場合は、弔慰金等の手厚い給付を行うなどしております。

また、加入者の健康増進事業や殉職消防団員等の慰靈祭の開催など幅広い福祉増進事業を実施するなど消防団員等の福祉厚生等を図ることにより、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に貢献してま

いりました。

なお、平成26年4月1日からは特定保険業として、総務大臣の認可を得て、運営を行っているところであります。

2 福祉共済の大きな特色

福祉共済の大きな特色は次のとおりです。

- ① 1人あたり年額一律3,000円と、非常に低廉な掛金です(以下6のとおり)。
- ② 公務による死亡や重度障害には、弔慰金等を、さらに、その職務の執行状況に応じて弔慰救済金等を付加するなど、手厚い給付を行っております(以下4のとおり)。
- ③ 公務外での死亡、障害、入院についても給付を行っております(以下4のとおり)。
- ④ 加入者の健康増進事業や殉職消防団員等の慰靈祭の開催、消防資機材の交付等を実施しております(以下9のとおり)。

3 福祉共済の加入状況

令和5年度は、ほとんどの消防団員と一部の消防職員等をあわせて740,279名の皆様にご加入いただいております。ただ、現状では未加入や個人加入となっている消防団もおられるという状況です。この福祉共済は、前記2のような大きな特色をもつ充実した共済となっておりますので、未加入の団体にあっては是非ご加入を検討してい

ただくとともに個人加入の団体はより多くの方に加入いただきますよう市区町村ご当局を始め、関係各位のより一層のご支援ご協力をお願ひいたします。

区分	令和5年度
消防団員	732,901人
消防職員等	7,378人
計	740,279人

4 福祉共済の給付内容

加入者が死亡した場合、又は事故により負傷し、若しくは疾病にかかり治ったときに障害の等級の状態に該当した場合、また、加入者が事故又は疾病により入院した場合など、次のとおり共済金を支給します。

()内は令和5年度実績

(1)弔慰金、重度障害見舞金、弔慰救済金、見舞金（5件 28,800千円）

加入者が公務により死亡又は重度障害の状態になった場合、弔慰金又は重度障害見舞金として2,300万円を支給します。さらに、その職務の執行状況に応じて、弔慰救済金又は見舞金を付加して支給します。

(2)遺族援護金（716件 712,542千円）

加入者が事故又は疾病により死亡した場合には、遺族援護金として100万円を支給します。

(3)生活援護金（48件 46,168千円）

加入者が事故又は疾病により重度の障害の状態となった場合には、生活援護金として100万円を支給します。

(4)障害見舞金（107件 22,320千円）

加入者が事故又は疾病を原因として障害の状態になった場合には、その障害の状態の程度に応じて6万円以上50万円以下の範囲において、障害見舞金を支給します。

(5)入院見舞金（8,056件 250,794千円）
加入者が事故又は疾病の如何を問わず、7日以上入院した場合に、加入年度ごとに入院期間120日を限度として、1日につき1,500円の入院見舞金を支給します。

(6)保育援護金（実績なし）

加入者が公務により死亡し、又は重度障害の状態となった場合において、その加入者に未就学の被扶養者がいるときは、保育援護金として被扶養者1人につき25万円を支給します。

5 加入資格者

(1)加入資格者

福祉共済への加入資格者は、年齢80歳6か月未満の消防団員、消防職員等で加入日の前日において健康である者。ただし、継続加入（更新）の場合は健康状態を問わないものとしています。

(2)加入手続き

加入手続きを希望する消防団、消防本部又は自主防災隊等は、所属毎に加入者を取りまとめ、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、各都道府県消防協会へ提出してください。

6 共済掛金等

(1)共済掛金

加入者1人あたり年額3,000円です。

(2)共済期間

毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年毎に更新することとしています。なお、年度途中から加入することができますが、できるだけ年度当初の加入をお願いしているところです。

(3)掛金の払込

加入月ごとに都道府県消防協会が定めた日までに所定の書類を添えて都道府県消防協会へ掛金を送金してください。

7 共済金の請求と支払い

共済金の支払事由が生じたときは、所定の共済金支払請求書を作成し、必要書類を添え、都道府県消防協会を経由して日本消防協会(福祉部)へ提出してください。当協会では、提出された共済金支払請求書を審査し、支払額を決定後、都道府県消防協会及び市区町村消防団事務担当課を経由して受取人に共済金が支払われます。

8 請求の時效

共済金を請求する権利は、これらを行えるときから3年間行使しないときは消滅し、お支払いができなくなりますのでご注意ください。

9 福祉増進事業

本共済は、加入者の福祉の増進とこの共済の健全な運営を図るため次のような福祉増進事業を行っています。

- (1) 加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業
 - ・季刊紙「いきいき消防」を発行し、全国の消防団等へ配布
- (2) 消防団の大規模災害活動に対する支援事業
 - ・長時間にわたり災害活動を行った消防団に支援金を交付
- (3) 殉職消防団員等の慰霊祭の事業
 - ・全国消防殉職者慰霊祭の挙行
- (4) 消防資機材の交付その他この制度への加入促進と維持発展を図るために効果的と認められる事業
 - ・車両交付事業
 - ・消防団活動事例集の作成
 - ・消防団応援の店事業

- (5) 都道府県消防協会が行う事業に対する助成
- ・都道府県消防操法大会
 - ・都道府県消防協会慰霊祭
 - ・消防団員研修等事業(消防大会等)
- など

日本消防協会 福祉部

電話 03-6263-9746(直通)

II 消防個人年金

～消防団員、消防職員だからこそ加入できる積立年金制度です。未加入の方はぜひご検討ください～

消防個人年金は、自助努力による財産形成や老後生活資金を準備するための、公的年金の補完を目的とした制度であり、日本消防協会を契約者として運営する団体年金保険です。加入できるのは消防団員、消防職員、都道府県の消防協会及び日本消防協会の役職員に限定されており、掛金払込期間中に積立てを行い、掛金払込満了時または中途脱退時に給付金を受け取ることができる制度です。

この制度は、将来の生活設計の一助だけでなく、税制上の優遇、積立てとしても魅力あるものになっております。詳しくはパンフレットでご案内しておりますので日本消防協会ホームページをご覧ください。

なお、皆様に消防個人年金を知っていただけるよう日本消防協会から講師を派遣して年金制度説明会(30分から1時間程度)を開催しています。消防団員・消防職員の皆様が集まる機会がありましたら、都道府県の消防協会経由でご連絡ください。

日本消防協会 年金共済部

消防個人年金専用

フリーダイヤル 0120-658-494

(平日 9時から17時)

1 加入状況

令和5年度末で約12,300人が加入されており、約11,300人が年金を受け取られています。

2 消防個人年金の特長

- (1) 最長70歳まで積立てが可能な、公的年金の補完ができる制度です。
- (2) 令和6年度の予定利率は、1.25%で、前年度の運用実績によってさらに配当金がつきます。令和5年度の運用実績は、配当ではなく(0.00%)予定利率1.25%で積み立てられております。
- (3) 掛金の払込方法は、半年払に加え、月払や月払・半年払の併用とし、それぞれ最低1万円から加入できます。
また、加入時・加入期間中にまとまった資金を払い込める一時払制度もあります。
- (4) 掛金は、税制上の優遇を受けることができます。消防個人年金では、「税制適格コース」と「自由選択コース」の2つをご用意しており、「税制適格コース」は、個人年金保険料控除の対象になり、「自由選択コース」は、一般生命保険料控除の対象になります。
- (5) 消防団退団後・消防職退職後も継続できます。

3 加入資格要件

- (1) 自由選択コース

加入日現在満15歳以上満69歳未満の方

- (2) 税制適格コース

加入日現在満15歳以上満60歳未満の方

4 加入日と加入申込書の提出

- (1) 新規加入

掛金の種類	加入日	申込書提出期間
月払	毎月1日の年12回	加入月の3か月前の月末まで
月払+一時払		
半年払	1月1日	1月1日加入の場合は5月1日～10月31日
半年払+一時払	及び 7月1日の2回	7月1日加入の場合は11月1日～4月30日

- (2) 増額(増口)

掛金の種類	増額日(増口)	申込書提出期間
月払	毎月1日の年12回	増額月の3か月前の月末まで
半年払	1月1日	1月1日増額の場合は5月1日～10月31日
一時払	7月1日の2回	7月1日増額の場合は11月1日～4月30日

申込書提出期間内に当協会までお送りください。なお、新規加入の場合は消防事務担当者等による加入資格証明印が押印されたものをお送りください。

5 掛金の払込と加入口数

- (1) 月払：1口1,000円で10口1万円(ゆうちょ銀行の口座からの振替の場合は5口5,000円)から200口20万円まで加入できます。
- (2) 半年払：1口1,000円で10口1万円から1,000口100万円まで設定可能です。
- (3) 月払半年払併用払：それぞれ(1)及び(2)に同じになります。
- (4) 一時払：(1)～(3)のいずれかに加入されている場合、1口1万円で10口10万円から1,000口1,000万円まで払込むことができます。
- (5) 掛金の払込期間
◎自由選択コース

満64歳未満で加入の場合は満65歳に達した月の末日まで、満64歳以上で加入の場合は満70歳に達した月の末日まで

◎税制適格コース

満55歳未満で加入の場合は満65歳に達した月の末日まで、満55歳以上で加入の場合は満70歳に達した月の末日まで

- (6) 掛金の納付は口座からの自動振替になります。

6 給付について

- (1) 年金の給付は、満65歳又は70歳を迎えた翌月1日に年金受給権を取得し、取得後最初の支給月(3、6、9、12月)から年金が支給されます。
- (2) 積立金(年金原資)の受け取りには、10年間に限定して受給する10年確定年金、15年間に限定して受給する15年確定年金、終身で受給する10年保証期間付終身年金、満了時に積立金を一括で受け取る一時金があります。いずれも払込満了時にご選択いただけます。
- (3) 掛金払込期間中に加入者様がお亡くなりになった場合には、積立額に月払と半年払のそれぞれ1回分の掛金を上乗せしてご遺族にお支払いいたします。
- (4) 中途脱退はいつでも可能です。その時点での積立額を加入者様にお支いいたします。また、加入期間など一定の条件を満たせば、中途で脱退されても年金での受け取りが可能です。

III 女性防火クラブ員等福祉共済

この共済制度は、消防団員の方に対する共済制度はありましたが、女性消防隊員等を対象とした保障制度は何もないことから、安心して防災活動ができるようにするために平成4年に発足しこれまで多くの実績を上げてきました。

令和6年4年1日から女性防火クラブ員等福祉共済に名称変更いたしました。

1 加入状況

令和5年度は、9,742名の方に加入いただきました。今後とも多くの皆様に加入いただけよう、女性防火クラブ員・婦人防火クラブ員等の皆様への加入の案内のご協力をお願いします。

なお、女性防火クラブ員、婦人防火クラブ員等の皆様が集まる機会、説明会に伺わせて頂きますので、都道府県の消防協会経由でご連絡ください。

日本消防協会 年金共済部
電話 03-6263-9758(直通)

2 対象となる活動等

- (1) 防災活動中とはクラブ員、消防隊員としての活動(クラブ・隊の規約に明記されている活動のことをいいます)。
- (2) その防災活動中の事故により傷害を受けた場合に、共済金が支払われます。
- (3) さらに、防災活動中ではなくても、普段の病気による死亡・入院の場合にも共済金が支払われます。

3 制度の5つの特典

- (1) 少ない掛け金(年額800円)で保障範囲がワイドで中途加入も可能です。
加入できるのは4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日の年4回で、掛け金は、800円、600円、400円、200円と加入月によって変わります。
- (2) 年齢に関係なく掛け金は、同じです。
- (3) 中途加入の場合でも、保障は全て満額です。なお、保障期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとなります(途中加入の場合は、加入日から次の3月31日まで)。

- (4) 手続きが簡単です。
加入方法は、個人又は隊若しくはクラブ等ごとに、所定の申込書に加入者の氏名を連記し、掛金を添えて市町村（消防本部）担当者に申し込むだけです。
- (5) 加入日現在にて年齢満76歳未満で、健康であれば、無診査で加入できます。
なお、健康というのは、防災活動の遂行に支障がない状態をいいます。

4 共済金の給付の種類と支給額

- (1) 弔慰金又は重度障害見舞金
ア 災害発生時等の防災活動に従事中の事故により、死亡又は重度障害状態となった場合 500万円
イ 防災活動（アの防災活動を除く）に従事中の事故により、死亡又は重度障害状態となった場合 300万円
ウ 上記以外の事由で死亡又は重度障害状態となった場合 30万円
- (2) 障害見舞金
障害の程度（3級～14級に分かれます。）により 25万円～3万円が支給されます。
- (3) 入院見舞金
防災活動中の事故又は疾病が直接の原因による入院の場合は10日以上120日まで、それ以外の事由の場合は20日以上120日まで、1日当たり600円が支給されます。

5 共済金の請求方法

- (1) 市町村（消防本部）等の担当者へ連絡をし、共済金の請求書を貰うか、当協会のホームページからダウンロードして印刷し、医師になるべく詳しく症状及び処置内容等を記入してもらいます（症状及び経過（処置内容）がはっきり明記されていないと適正に審査をすることができないために、障害見舞金等が支給されないな

- どの不都合が発生する恐れがあります）。
- (2) 請求書を市町村（消防本部）等の担当者へ提出し、その後担当者等において必要な事務処理後、各都道府県消防協会へ送付し、その後当協会へ請求書が送付されます。
- (3) 審査終了後、共済金は各都道府県消防協会を通じて市町村（消防本部）等から本人へ送金されます。

IV 防火防災訓練災害補償等共済

1 防火防災訓練の必要性と制度の目的

火災、地震等による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進するとともに、地域住民の一人ひとりが、防災活動に對して積極的に参加し、協力して地域ぐるみで防災対策に当たることが大切です。

特に、大規模な災害が発生した場合には、消防機関等による災害活動と相まって、住民の自主的な防災活動、すなわち、住民自ら初期消火、救出、救護、避難等の活動を行わなければなりません。

このような防災活動が効果的に行われるためには、地域ごとに、日ごろから防災知識の普及活動や、災害を想定した防災訓練を積み重ねておくことが必要です。

この共済制度は、市町村等が防火防災訓練で発生した事故に対して支払う損害賠償及び災害補償について当協会がてん補金を支払うなどにより、防火防災訓練災害補償等の的確な実施を図ることを目的として創設されました。

2 てん補対象となる防火防災訓練

加入市町村等が、防火防災訓練で発生した不慮の事故による被害者に対し責任を持つて補償する訓練がこの共済制度のてん補対象です。

てん補対象となる訓練は次のとおりです。

- (1) 市町村等及び消防機関が主催した防火防災訓練で、住民を対象としたもの。
- (2) 地域内の自主防災組織(女性防火クラブ・幼少年消防クラブ等も含む。)主催の防火防災訓練で、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を提出して市町村等又は消防機関が認めたもの。
- (3) 地域内の町内会や女性協議会、青年団等が主催する防火防災訓練で、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を提出して市町村等又は消防機関が認めたもの。

3 てん補の種類とてん補額

てん補には大きく「損害賠償」と「災害補償」があります。

(1) 損害賠償に対するてん補

市町村等に法律上の賠償責任がある事故に対して、「損害賠償死亡一時金」又は「損害賠償傷害一時金」をてん補します。

ア 損害賠償死亡一時金

補償等対象者が事故によって死亡した場合は、市町村等が負う法律上の損害賠償責任額(当該事故につき自動車損害賠償保障保険金が支払われるべき場合は、その支払われるべき保険金額を控除した残額)を1人当たり5,000万円を限度としててん補します。

イ 損害賠償傷害一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより約款に定める障害が生じた場合は、市町村等が負う法律上の損害賠償責任額(当該事故につき自動車損害賠償保障保険金が支払われるべき場合は、その支払われるべき保険金額を控除した残額)を1人当たり障害の程度により、5,000万円～500万円を限度としててん補します。

(2) 災害補償

市町村等又は防災訓練主催者側に法律上の賠償責任は発生しないが、市町村等がその訓練において発生した事故による被害者に対し責任をもって補償をする場合にてん補します。

ア 災害補償死亡一時金

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより事故の日から180日以内に死亡し、市町村等が補償を行う場合は、1人当たり700万円を限度としててん補します。

イ 災害補償後遺障害一時金

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより治癒後180日以内でかつ、1年6か月以内において、約款に定める障害の等級第1級から第14級の状態の後遺障害が生じ市町村等が補償を行うときは、その後遺障害の等級に応じ700万円～70万円を限度としててん補します。

ウ 入院療養補償

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため病院等に入院し、市町村等が補償を行う場合は、3,500円に入院日数(その日数が90日を超えるときは90日)を乗じて得た金額をてん補します。

エ 通院療養補償

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に1週間以上通院し市町村等が補償を行う場合は、事故発生の日から起算して90日以内の通院について、2,500円に実通院日数を乗じて得た金額をてん補します。

なお、入院療養補償と通院療養補償の両方についててん補する必要のある場合は、入院療養補償の最高限度額を限度とします。

オ 休業補償

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより就業ができず、市町村等が補償を行うときは、3,000円に休業日数を乗じて得た金額を、90日を限度としててん補します。

4 掛金の算出

- (1) 損害賠償と災害補償の両方契約の場合

1円×最新の国勢調査人口=掛金
(千円未満切り捨て)

- (2) 災害補償のみの場合

0.8円×最新の国勢調査人口=掛金
(千円未満切り捨て)

- (3) 人口5,000人未満の場合

上記にかかわらず5,000円です。

- (4) 年度途中加入の場合

年間掛金×残月数÷12か月=掛金
(百円未満切り捨て)

5 事故が発生した場合

市町村等は、てん補対象の事故による傷害が発生した場合には、速やかに当協会まで報告してください。

事故発生から30日以上経過して報告された場合には、てん補金をお支払いできないことがあります。

日本消防協会 年金共済部
電話 03-6263-9758(直通)

(生協)全日本消防人共済会

V 火災共済

生活協同組合全日本消防人共済会の火災共済事業は、昭和29年に消防団員・消防職員の協同互助精神に基づいて、生活の文化的・経済的改善向上を図ることを目的に発足しました。

火災共済事業は少しの掛金で高い補償が

得られる内容となっています。加入者数は現在259,783人(令和6年3月31日現在、加入率33.9%)となっています。

本共済は、地域防災の中核として一身の危険をも顧みず、献身的に消防防災活動を続けておられる消防団員・消防職員をはじめ、消防関係者が後顧(こうこ)の憂い無く災害活動に従事していただくための一助として開始された共済事業でありますので、加入率が100%に近づけますよう、各支部・各消防団等の皆様方のご協力をお願ひいたします。

令和5年度の共済金の支払件数は、火災34件、風水雪害等57件、地震等災害見舞金75件でした。なお、令和6年1月1日の能登半島地震による地震等災害見舞金の支払件数は、令和5年度は35件、令和6年度は6月30日までで171件でした。

1 共済の種類

- (1) B型火災共済

出資金は、1人2口200円をお願いしております、掛金は、5口500円から25口2,500円までの5口ごとで契約することができるもので、今年度も引き続いて、全員契約10口以上を推進目標とし加入促進を図ります。

共済金は、掛金に応じて全損で75万円から375万円となります。

- (2) C型火災共済

出資金は、1人10口1,000円をお願いしております、掛金は1口から200口までの100円単位で共済限度額の範囲内で任意に契約できるものです。

共済金は、掛金に応じて全損で1口15万円から200口3,000万円となります。

なお、動産の合計口数は50口750万円で、建物・動産の合計口数は200口3,000万円を超えることはできません。

2 共済期間

共済契約の効力を生じた日から1年間

3 共済物件

(建物)

- ・組合員が所有し、かつ居住する建物
- ・組合員の3親等内の親族が所有しかつ組合員が居住する建物

(動産)

- ・組合員が生活している建物の動産

4 共済金等が支払われる損害

(1) 火災共済金

火災、落雷、破裂又は爆発

(2) 風水雪害等共済金

風災、水災、雪災

車両の飛び込み、航空機墜落等

※風水雪害等は損害額の合計が20万円を超

えない場合は、お支払いすることができます。

(3) 地震等災害見舞金

地震(津波を含む。)又は噴火による損害が生じた場合に、損害の程度に応じて給付金を支払います。

5 加入対象者

全国の消防団員、消防官公署、消防協会及び消防人共済会の役職員等。

6 退職組合員利用者

在職期間が10年以上の者で、退団又は退職の際、組合員として、火災共済の契約者であったものは、引き続き退団又は退職後5年間に限り、この組合の火災共済に契約することができます。

7 割戻金

当該年度に余剰金が出た場合、法定準備金等を差し引いた残金を契約者全員に対し

て、1口当たりの金額を算定し、掛金に応じた金額を割り戻します。

8 補償倍率の拡大

近年、自然災害の増加、甚大化等により風水雪害等共済金の支払件数が増加傾向にあり、高まる自然災害によるリスクの下であっても出動し、防災活動を行う消防団員である組合員に対して、これまで以上に安心を得られるよう補償内容の充実を図るため、令和5年6月30日から風水雪害等共済金の補償倍率を300倍から750倍へ引き上げました。

共済金は、掛金に応じて全損でB型は約37万円から約187万円、C型は375万円から1,500万円となります。

9 当火災共済のその他の特徴

当共済では焼損率56%以上で全焼として共済金をお支払いしています。

全日本消防人共済会

電話 03-6263-9822(直通)

ホームページのご案内

上記の各共済事業の内容、契約約款、事務取扱要領、質疑応答集、届出各様式等については、日本消防協会(火災共済については、全日本消防人共済会)のホームページから閲覧及びダウンロードができます。

日本消防協会

<https://www.nissho.or.jp/>



全日本消防人共済会

<http://www.shouboujin.or.jp/>



令和6年能登半島地震に係る 防災功労者消防庁長官表彰式の開催

総務省消防庁 地域防災室

令和6年5月31日(金)、中央合同庁舎2号館(東京都千代田区)において、令和6年能登半島地震に係る防災功労者消防庁長官表彰式を開催しました。

「防災功労者消防庁長官表彰」は、地震等の自然災害等において、顕著な活動実績が認められる消防団を称えるものです。

今回、令和6年能登半島地震の発生に際し、住民への避難の呼びかけや消防隊と連携した消火活動、倒壊家屋からの救助活動、傷病者の搬送、行方不明者の捜索、避難所の運営支援、夜間の見回り等、自らも被災しながら、地域住民の命と安全を守るべく、発災直後から懸命に活動を展開された消防団12団体が本表彰を受賞されました。表彰式に出席された6団体に対し、原消防庁長官から表彰状を授与しました。

また、受賞者を代表して、輪島市消防団団長の山吹英雄氏から謝辞をいただきました。

消防庁においては、消防団の更なる充実強化に向け、消防団員の確保をはじめ、処遇の改善、活動環境や装備の充実強化等、全国で活躍されている消防団員の皆様がやりがいを持って活動できる環境づくりに向けて、全力で取り組んでまいります。

●受賞団体一覧(12団体)

石川県	七尾市消防団
	輪島市消防団
	珠洲市消防団
	羽咋市消防団
	かほく市消防団
	津幡町消防団
	内灘町消防団
	志賀町消防団
	宝達志水町消防団
	中能登町消防団
	穴水町消防団
	能登町消防団



原消防庁長官ご挨拶の様子



表彰状を授与する原消防庁長官



代表謝辞の様子



受賞団体との記念撮影

令和5年(1月～12月)における火災の状況(概数値)

総務省消防庁 防災情報室

1 総出火件数は38,659件、前年同期より2,345件の増加

令和5年(1～12月)における総出火件数は、38,659件で、前年より2,345件(6.5%)増加しています。これは、平均すると1日当たり約106件、約14分ごとに1件の火災が発生したことになります。また、火災種別でみますと、次表のとおりです。

令和5年(1～12月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比	前年同期比	増減率
建物火災	20,968	54.2%	801	4.0%
林野火災	1,290	3.3%	51	4.1%
車両火災	3,523	9.1%	114	3.3%
船舶火災	58	0.2%	▲20	-25.6%
航空機火災	1	0.0%	▲1	-50.0%
その他火災	12,819	33.2%	1,400	12.3%
総火災件数	38,659	100%	2,345	6.5%

2 総死者数は1,500人、前年より48人の増加

火災による総死者数は、1,500人で、前年より48人(3.3%)増加しています。

また、火災による負傷者は、5,731人で、前年より19人(0.3%)減少しています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等*を除く。)数は977人、前年より5人の増加

建物火災における死者1,201人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、1,074人となっています。更にそこから放火自殺者等を除くと977人で、前年より5人(0.5%)増加しています。

なお、建物火災の死者に対する住宅火災の死者の割合は、89.4%で、建物火災の件数に対する住宅火災の件数の割合53.9%と比較して非常に高くなっています。

(※ 放火自殺(心中を含む。)者及び放火自殺巻き添え・放火殺人の犠牲者。以下同じ。)

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の7割以上が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)977人のうち、65歳以上の高齢者は727人(74.4%)で、前年より4人(0.5%)減少しています。

また、住宅火災による死者の発生した経過別の内訳は、逃げ遅れ396人(前年比30人(7.0%)減)、着衣着火38人(前年比3人(7.3%)減)、出火後再進入18人(前年比3人(20.0%)増)、その他525人(前年比35人(7.1%)増)となっています。

5 出火原因として最も多いものは「たばこ」、次いで「たき火」

総出火件数の38,659件の出火原因別の内訳は、「たばこ」3,493件(9.0%)、「たき火」3,472件(9.0%)、「こんろ」2,837件(7.3%)、「放火」2,487件(6.4%)、「電気機器」2,202件(5.7%)の順となっています。

問合せ先
消防庁防災情報室
TEL: 03-5253-7526

住民自らによる災害の備え

総務省消防庁 地域防災室

近年、気候変動の影響等により、既存の想定を上回る災害が多く発生しており、いつ起きててもおかしくないとされる南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震の切迫性に加えて、集中豪雨や雪害といった過去の災害教訓を踏まえると、行政による対応のみでは被災者の救助や消火活動等に限界があるため、住民自身・相互の活動体制をいかに整えるかが課題となっています。

そこで、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成された組織が自主防災組織です。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機にその重要性が見直され、各地で組織の結成・育成が積極的に取り組まれています(令和5年4月1日現在、16万6,923団体)。自主防災組織は、平常時には防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、災害危険箇所の点検、資器材の購入・点検等を行うとともに、災害時には初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所の巡回等を行います。

連携による活動の活性化

地域の安心安全を守るために活動している自主防災組織が、地域の垣根を越えて互いに連携し、また、消防団、学校、企業など地域の様々な防災活動団体と連携し、お互いの得意分野を活かして補完し合うことで、地域の防災力をより高めることができるようになります(図)。

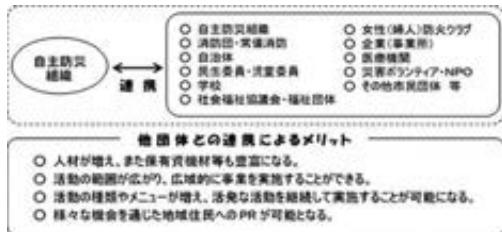


図 様々な地域活動団体との連携とそのメリット

ここでは、「第28回防災まちづくり大賞」において、総務大臣賞を受賞された福岡県北九州市の若松区東28区市民防災会の取組を紹介します。

取組の背景

若松区東28区市民防災会は、北九州市若松区畠田一丁目および二丁目に位置する約300世帯、約800人の小さな住宅地です。平成25年に地域の大半が土砂災害警戒区域に指定されたものの、当時の住民の防災意識は低く、小学校区で行われた防災訓練にはわずか4名しか参加しませんでした。この状況に危機感を覺

えた住民6名による畠田防災実行委員会が立ち上がり、全住民が主体的に防災に取り組むことを目指し活動を始めました。実行委員会が活動を企画し市民防災会に提案することで、自治会組織を土台に全世帯が積極的に参加する活動に発展しています。

取組内容

「畠田緊急ネットワーク」という災害時の連絡体制を整備し、毎年、事前研修、防災訓練、訓練シートでの意識把握、事後研修を行っています。このネットワークは、組(10世帯~40世帯)を数世帯の近隣住民のグループに分け、早期避難が必要な高齢者や障がい者に確実に情報をいきわざることを目的に、効率的な連絡網と互いに助け合える関係を作り出しています。また、組単位で全世帯が話し合いネットワークを更新しており、毎月全世帯配布の町内広報紙とLINEで活動の呼び掛けと実績報告を行っています。

取組の成果

毎年の防災訓練には200~250人が参加し、グループ単位で助け合って連絡・行動することが定着しつつあり、非常持ち出し品の準備・点検、循環備蓄などを問う訓練シートには90~95%の世帯が取り組んでいます。

出水期や台風の襲来で毎年数回「避難準備」が発令されますが、その都度、緊急ネットワークで住民同士が連絡を取り合い、高齢者世帯等では家族宅やホテル、市民センターに



避難訓練の土のうづくり

早めに避難することが常識化しています。このように、普段から、地域における人的ネットワーク(つながり、結びつき)を広げ、地域コミュニティの強化を図ることが、いざという時に大きな力となります。

防災まちづくり大賞受賞団体の取組については、「防災まちづくり大賞受賞事例集」にまとめています。また、自主防災組織については、消防庁が作成した「自主防災組織の手引」に詳しく記載しています。それぞれ、下記のURLからご覧いただけますので、ぜひ参考にしてください。

●第28回防災まちづくり大賞受賞事例集(令和5年度)
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_09_jirei28th.pdf

●自主防災組織の手引(令和5年3月改訂)
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/bousai_R5_3.pdf

台風に対する備え

総務省消防庁 防災課

台風による被害

日本には毎年7月から10月を中心に台風が上陸し、土砂災害や河川の氾濫などにより、大きな被害が発生しています。

[大雨による被害]

台風やその周辺部では、激しい雨が長時間にわたって降り続くことがあります。また、台風が日本から遠く離れた南の海上にあっても、日本付近に前線が停滞している場合、暖かく湿った空気が流れ込み大雨となることがあります。このため、がけ崩れや土石流、地すべり、河川の氾濫が発生し、私たちの生命が脅かされることがあります。



令和元年東日本台風（台風第19号）では、関東地方や東北地方の太平洋側を中心に、土砂災害や河川の氾濫などにより、100名を超える死者・行方不明者が発生するなど甚大な被害が生じました。



令和元年東日本台風による浸水被害 宮城県丸森町
(山形県消防防災航空隊提供)

[暴風による被害]

台風の周りでは強い風が吹いています。平均風速15~20m/sの風であっても、歩行者が転倒したりすることがあります。さらに風が強くなると、物が飛んできたり、建物が損壊したりするようになり、平均風速40m/sを超えると住家が倒壊することもあります。



令和元年房総半島台風（台風第15号）では、千葉市で最大瞬間風速57.5m/sを観測するなど各地で暴風となり、関東地方を中心に住宅約74,000戸が損壊するといった被害が発生しました。

また、倒木や飛来物により、多くの電柱が倒れるといった被害が発生し、大規模な停電が発生しました。

台風の周辺では、竜巻が発生することもあり、家屋の倒壊や車両の転倒、飛来物の衝突などにより被害を

もたらすことがあります。

[高潮・高波による被害]

台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上げられます。そこにさらに強い風が吹き寄せて、大きな高潮・高波災害が発生することがあります。平成30年台風第21号では、大阪湾を中心に過去最高潮位を超える値を観測するなど顕著な高潮になり、関西国際空港の滑走路が浸水するなど大きな被害が発生しました。



台風への対応

(1)事前の備え

台風に備えて、次のような準備を十分にしておきましょう。

- 窓はしっかりと鍵をかけ、必要に応じて補強する。
- 風で飛ばされそうな物は飛ばないよう固定し、格納できるものは家中へ格納する。
- 避難生活や停電に備え、食料、簡易トイレ、マスク、懐中電灯、ラジオなどを入れた非常用持ち出し袋を用意する。

そして、一人ひとりが、どのような避難行動をとれば良いか、あらかじめ理解しておくことが大切です。日頃からハザードマップを確認するとともに、災害に関する情報をテレビ、インターネット、メールなど、どの手段から入手し、自らがどのような避難行動をとればよいかなど、災害時にとるべき行動を確認しておきましょう。

(2)迅速な避難

住民がとるべき行動や避難情報は5段階の警戒レベルに区分して提供されています。市町村から警戒レベル4の避難指示や警戒レベル3の高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとる必要があります。強い降雨や暴風を伴う台風が接近・通過する方が予想される場合には、気象庁などから出される洪水や土砂災害に関する防災気象情報を参考しながら、避難指示などが発令されていないても自ら避難の判断をすることが非常に重要となります。

消防庁では、市町村長の災害対応の経験をもとに「市町村長による危機管理の要諦」を作成しているほか、「防災・危機管理e-カレッジ」では、「防災気象情報・避難情報等に基づく避難行動(風水害)」などの動画を掲載しています。台風に備え、ぜひご確認ください。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課

TEL : 03-5253-7525



「野洲市消防団においてやす!!」

滋賀県 野洲市消防団

令和6年6月2日(日)湖南広域消防局東消防署で「消防団ってかっこいい!in消防フェア2024」を開催しました。当日会場には多くの方が来場され、各ブースで子どもたちと大人と一緒に防災や救命処置などについて楽しみながら学んでいただけました。野洲市消防団では団員勧誘ブースや、幼児防火ブースなどを受け持ち、消防団の活動についてPRを実施しました。

ステージでは消防庁事業の一環として消防団への入団促進を目的に、消防団の普及啓発活動を行うタレントが派遣されており、今回、吉本興業所属、滋賀県住みます芸人として活躍中のファミリーレストランのハラダさん、しもばやしさんと野洲市消防団がコラボステージを行いました。ファミリーレストランのお二人は野洲市観光大使他、17の大使を務められるなど、地域に根差した活動をされており、特にハラダさんは、現役の野洲市消防団員でもあります。

トークショーには他の野洲市消防団員も登壇し、ポンプ操法大会に向けての意気込みや入団経緯、消防団活動の魅力などを伝え、意外と知らない消防団の活動について、一般市民の方々に知つていただくための楽しいトークショーとなりました。

最後にファミリーレストランのお二人からは「若手団員を増やし、地域に密着した消防団を!」と呼び掛けがあり、消防団活動を盛り上げていただきました。

これからもファミリーレストランのハラダさんと一緒に団PRを行い、消防団勧誘に努めていきます!



うちの

名物団員



岩手県

花巻市では、毎年9月第2金曜日から日曜日にかけて花巻まつりが開催されます。花巻まつりは会場に集う神輿の数で2015年にギネス世界記録を更新しているお祭りで、高橋分団長は2023年の実行委員会役員として、活躍しました。皆様ぜひ花巻へお越しいただき、花巻まつりをご覧ください。

花巻市消防団 分団長

高橋 一矢



(高橋分団長は写真左)

和歌山県

印南町消防団からは、第5分団の山下武彦分団長を紹介します。

山下分団長は、地元印南町で農業を営みながら、獵友会日高支部切目分会の分会長もされています。普段は本業である農業のインゲンマメを作っています。その傍ら、農家の天敵である野生鳥獣から農作物を守るべく鳥獣被害防止対策として狩猟に行くなど、様々な分野で活躍され、獵友会切目分会長と印南町消防団第5分団長の両面から印南町の安全・安心を守っています。



印南町消防団 分団長

山下 武彦

阿武町消防団 奈古第1分団 団員

藤田 秀義

阿武町消防団からは、奈古第1分団の藤田秀義団員を紹介します。

現在、阿武町初の小型ポンプ操作法全国大会の切符を掴み、大会に向け、「楽しく、やるからには勝つ」を合言葉にチーム一丸となって練習に励んでいます。

その中でも彼は指揮者を務め、妥協せず率先して意見する姿は、チームの動力源となっています。大会での活躍を期待しています。



那覇市消防団 第5分団 団員

稻福 舞子

【趣味は地域貢献】

地元のテレビやラジオなどメディアで大活躍！全国を駆け巡る人気バンド「セブンウップス」キラキラドラム稻福舞子さんの紹介です。

舞子さんは多忙の中、訓練に参加し真剣な眼差しで技術取得に励んでおります。2023年に初めて県内の操法大会に参加。その後、第25回全国女性操法大会の大舞台でも持ち前の本領を発揮しました。常に明るく元気な舞子さん。キラキラ眩しい笑顔を振りまき、一緒にいる仲間を自然と笑顔してくれます。笑顔の奥に、使命感と責任感を隠し持った舞子さんの今後の活躍に期待しています。



救助隊と消防団機動重機隊との 合同訓練を実施

愛媛県 松山市消防団 松山市消防局



松山市消防局では、令和6年3月16日(土)、大規模災害時の連携強化を目的とした救助隊と消防団機動重機隊の合同訓練を実施しました。

平成25年に創設した消防団機動重機隊は、現在42名の隊員で構成されており、重機が必要となる直近の災害現場に出動し、迅速な対応を行っています。また、これまでに、現場活動や訓練で16回出動し、延べ34台の重機が活動しています。

今回の訓練では、人力での救出が困難な災害現場を想定し、消防団機動重機隊員が操縦する2台の重機と救助隊員が連携した活動を行い、救出された傷病者の応急手当を市内の看護学生で構成する女性分団「看護チーム」が行いました。

今後も訓練等の機会を通して、消防局と消防団との更なる連携強化に努めます。

消防団の広場

島根県

「頑張れ、消防団」

安来市消防団
団長

渡部 隆



安来市は島根県の東部、鳥取県との県境に位置し、人口は約37,000人、総面積420.93km²。

地勢は南部に中国山地、そこを源流として中海(湖)に注ぐ飯梨川・伯太川全流域が市域に含まれ、県東部の水瓶としての機能も果たす、布部ダム・山佐ダムを有し、山、川、平野、湖をもつ自然環境に恵まれた地域です。

神話や伝説の舞台として、歴史的、文化的に重要な史跡も多く存在し、また、戦国時代に活躍した「尼子氏」由来の寺社や難攻不落の月山富田城跡などの資源も有しています。

日本を代表する民謡の一つ「安来節」の発祥地でもあり、かつては「たら製鉄」の積出港として栄え、現在も伝統を持つ鋼として知ら



令和6年 安来市消防出初式「一斉放水」

れるヤスギハガネの生産地としても有名です。

また、米誌によるランキングで21年連続日本一に選出された日本庭園を有する足立美術館は国内外から多くの観光客が訪れる観光スポットになっています。

当消防団は、1本部、3方面隊(旧1市2町)、17分団で構成され団員数610名(R 6.4.1現在)の体制で日々の消防活動を行っています。

コロナ禍の時期には、消防操法大会訓練、その他大規模な災害訓練も出来ず、技術力の低下又は、モチベーションの低下も心配されました。訓練等を小規模で行い内容を密にして行った結果、コロナ禍以前の状態を維持できているところです。

とはいって、近年の団員数減少、団員の高齢化による災害現場での対応が益々困難になってくるのではないかと懸念しています。

しかし、災害はいつ・どこで・なにが起こるか解らない今日、消防団に対する市民からの期待が増大していることを励みとし「自分たちの町は自分たちで守る」の言葉を胸に刻み、市民の安全安心のためこれからも消防活動に市民の皆様と共に取り組んで参ります。



令和5年度 水防訓練



A lottery poster for "QuickOne" with a red background. The title "QuickOne" is in large, stylized letters with a star symbol. Below it is the text "すぐ買える 当たりがわかる クイックワン". A cartoon character resembling a yellow whale or dolphin is on the left. A smartphone icon in the center displays a QR code and the text "宝くじ 公式サイトで 発売中! 今すぐ会員登録!". Below this is the URL "宝くじ公式サイト Q https://www.takarakuji-official.jp/". A white speech bubble on the right contains the text: "宝くじの収益金は私たちの街の公共事業等に役立てられています。". The bottom of the poster includes contact information: "お問い合わせ先 宝くじコールセンター TEL: 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL: 011-330-0777 (有料)" and "一般財団法人 全国市町村振興宝くじ".

2024年度 全国統一防火標語

「守りたい 未来があるから 火の用心」

令和6年8月の日本消防協会関係行事

8月20日(火) 新日本消防会館竣工式

編集後記

最近、テレビなどでよく取り上げられるのが熱中症や線状降水帯による豪雨災害。

全国各地で豪雨災害が発生し、この蒸し暑い過酷な状況下で活動をされておられる皆様においては、熱中症が本当に心配になります。熱中症予防では、「無理をしないこと」が鉄則です。しかし、現場における皆様は、どうしても無理をしがち。訓練や現場においても、周囲に気を配り、体調が悪そうな方がいないか、自分の身は自分で守ると共に、周囲の人にも気遣いを。積極的に水分補給や冷却ベストの導入などを考慮してください。一昔前のように、根性で乗り切れる暑さではないので、熱中症予防の徹底をお願いします。

これから、夏に向けて楽しいイベントが数多く開催されますが、熱中症予防を行い、暑さに負けずに楽しめましょう。(T.I)

6月の定時評議員や通常総代会等が開催されました。

その中で、新会館へ当協会が移転する日も9月1日と決定（法人移転登記のため理事会の議決が必要）。9月1日は、いうまでもなく防災の日であり、正に新会館の日本消防情報センターの大画面で取り上げる関東大震災が起こった日でもあります。たまたま面もありますが、この日を当協会の登記に刻むこととなります。

その新会館、7月2日に初めて内部に入って、ニッショールーム・事務室、そして屋上で久しぶりに少しきれいになった慰霊碑を見てきました。本当に、いよいよ完成です。

なお、スマージャンボの収益金（8月分クイックワン収益金を含む。）から様々な助成をいただいていることもあります。今年も販売促進に協力していくこととなりました。運が良ければ、「7億円」が当たります。この夏、人生が変わるかも。(Y.T)

お詫び

日本消防2024年5月号p.30「全国消防団応援の店」いろいろ♪♪第2弾において、店名に誤りがありました。下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

正：chion the 3rd time (チオン ザ サード タイム)

誤：Chion the 3rd time (シオン ザ サード タイム)

購読募集

購読を希望される方は、(公財)日本消防協会へお問い合わせください。

※ 年間購読料(送料込) 2,508円

(問合せ先) 総務部企画担当 03-6263-9496

寄稿のお願い

皆さまの消防団活動への取組み、ご意見などをもとに、より充実した有意義なものにしていきたいと考えておりますので、多数のご寄稿をお待ちしています。

Eメールでも受け付けています。 kikou@nissho.or.jp

月刊「日本消防」第七十七卷第七号
令和六年七月五日印刷
令和六年七月十日発行

編集人 田中 豊
発行所 (公財)日本消防協会
印刷所 東京都港区東新橋一丁目十九番
電話 ○三(363)九四九六(代)
株式会社アイネット
電話 ○三(3549)五六〇〇

令和六年七月十日発行

日本消防

第七十七卷第七号

消防人の 火災共済

風水雪害等共済金 補償倍率UP 300倍から 750倍へ

まさかの時お役に立ちます。
掛金25口、2,500円 (56%以上の焼損)
火災共済金375万円のお支払い

B型火災共済 消防団 毎に加入
消防本部 每に皆で加入

掛け金は、5口500円から5口毎、25口2,500円まで選択できます。

落雷の損害にも対応!! 建物と動産の配分は常に4:1とする契約となります。

お申し込みは、所属の消防団担当から都道府県支部(消防協会)へ。

お支払 対象 ●火災共済金 火災・落雷・爆発・破裂
●風水雪害等共済金 風災・水災・雪災・車両飛び込み・航空機墜落等
●地震等災害見舞金 地震・津波・噴火

1500倍補償

ひまわりしているか ひのようじん

生活協同組合 全日本消防人共済会 TEL 03-6263-9822
詳しくはホームページをご覧ください <http://www.shouboujin.or.jp/>

消防団員・消防職員だからこそ加入できる

消防個人年金

積立金には予定利率(年1.25%)、配当率が適用されます。

老後生活に向けた
計画的な財産形成
が可能です。

月払の場合、
毎月一万元(ゆうちょ
銀行は五千円)から
ご加入いただけます。

給付金の受取りは、
年金(6種類)又は
一時金からご選択
いただけます。

途中で脱退しても、
積立金(脱退一時金)
が受け取れます。

税制適格コースは
個人年金保険料控除
自由選択コースは
一般の生命保険料控除
の対象となります。

消防団員、消防職員
の退団・退職後も
継続できます。

(パンフレット・加入申込書のお取り寄せ、お問い合わせ先)
公益財団法人 日本消防協会 年金共済部

0120-658-494 平日 9:00~17:00

お問い合わせ先

各市町村の消防事務担当者または消防本部消防団事務担当者、都道府県消防協会

(公財)日本消防協会

〒105-0021 東京都港区東新橋1-1-19

ヤクルト本社ビル内

TEL.(03)6263-9401 (代表)

<https://www.nissho.or.jp>